

平成28年第4回東大和市議会定例会会議録第23号

平成28年12月7日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（3名）

事務局長 鈴木尚君  
主任 櫻井直子君

議事係長 尾崎潔君

出席説明員（27名）

市長 尾崎保夫君  
教育長 真如昌美君  
企画財政部参事 田代雄己君  
総務部参事 東栄一君  
子ども生活部長 榎本豊君  
福祉部参事 尾崎淑人君  
都市建設部長 内藤峰雄君  
学校教育部参事 岡田博史君  
市民課長 山田茂人君  
市民生活課長 大法努君

副市長 小島昇公君  
企画財政部長 並木俊則君  
総務部長 広沢光政君  
市民部長 関田新一君  
福祉部長 吉沢寿子君  
環境部長 田口茂夫君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 小俣学君  
産業振興課長 小川泉君  
福祉推進課長 嶋田淳君

健康課長 志村明子君  
環境部副参事 長瀬正人君  
学校教育課長 岩本尚史君  
中央図書館長 當摩弘君

ごみ対策課長 松本幹男君  
建築課長 中橋健君  
中央公民館長 尾又恵子君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時28分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅でございます。平成28年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、学校のトイレの改善についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、就学援助の充実についてお伺いをいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

次に、3番といたしまして、介護予防リーダーについてお伺いをいたします。

①といたしまして、介護予防リーダーへの活動についての現状の評価は。

②といたしまして、課題については。

③といたしまして、市として介護予防リーダーへ期待する今後の取り組みについてはお伺いをさせていただきます。

次に、4番といたしまして、産業まつりと福祉祭の合同開催についてお伺いをさせていただきます。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、学校トイレについてであります。快適な環境のもとで施設が利用できることは大変重要であると考えております。平成28年度は第一小学校と第五小学校において、主に1年生が使用するトイレの洋式化を試

行的に行っております。利用の状況を確認し、引き続き他の小学校においても計画してまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、就学援助の充実についてであります。市では生活保護基準の見直しに伴う影響を緩和するため、平成28年4月から認定率を引き上げ、対象者を拡大し、対象世帯の経済的負担の軽減を図っております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、介護予防リーダーの活動に係る評価についてであります。市では平成22年度から介護予防リーダーの養成講座を実施し、これまで98人の方が修了され、そのうち88人の方に介護予防に係る自主グループなどの活動を担っていただいております。これまでの介護予防リーダーの皆様の意欲的かつ継続的な活動により、高齢者の活動及び参加の場がふえており、地域の介護予防活動の中心的役割を担っていただいていると高く評価をさせていただきます。

次に、課題についてであります。介護予防リーダーは地域における介護予防活動の中心的役割を担っていただいていることから、その活動の継続と活性化が必要であり、そのための人材育成と確保が課題であると考えております。

次に、介護予防リーダー活動に対します要望についてであります。介護予防リーダーの皆様には、活動を通じて経験を積んでいただくとともに、リーダー同士の円滑な情報共有などや、コミュニケーションを図っていただくことにより、さらに多くの高齢者の皆様に楽しく参加していただける活動が市内にふえていくことを期待しております。

次に、産業まつりと福祉祭の開催に関する現状についてであります。産業まつりににつきましては、JA東京みどりと東大和市商工会から構成される東やまと産業まつり実行委員会の主催で市が後援をしております。また、福祉祭につきましては、東大和市社会福祉協議会の主催で市が後援するという形式であり、参加団体が実行委員会を組織して実施しているものであります。

次に、合同開催する場合の課題についてであります。それぞれの祭りを従前と同規模で合同開催する場合には、現在のような市役所の敷地内での実施は困難でありますことから、より広い代替地での実施を検討する必要があると考えております。また、それぞれの祭りは多くの市民の皆様にご協力をいただいておりますことから、主催者や実行委員会、あるいは参加団体などとの合意形成を慎重に行う必要があると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。両祭りを合同で開催する場合には、まず実行委員会などにおいて合同開催に向けての検討をお願いすることになると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) 初めに、学校のトイレの現状についてであります。学校においてトイレの老朽化は深刻な問題であると十分認識しております。現状につきましては、一部のトイレにはおいがありません。また、家庭では洋式化が主流となっており、学校トイレは洋式が少ないという現状がございます。

次に、課題についてであります。トイレの改修につきましては多くの要望をいただいております。中でも特に臭気の改善に加え、便器の洋式化について要望が多くなっており、喫緊の課題であると認識しております。

次に、今後の取り組みについてであります。平成28年度からにおいが感じられないトイレも含めて、予防

的に小中学校15校のトイレの尿石除去清掃を新たに実施しております。また、市長答弁にもありましたが、第一小学校と第五小学校において、主に1年生が使用するトイレの洋式化を試行的に行っております。利用状況を確認し、引き続き他の小学校においても計画をしております。そのほか民間会社の行うトイレプレゼントという企画に、市内2つの小学校が応募し、当選したところから、洋式便器が寄贈されました。便器の取り付け等、あわせて床もきれいになり、児童からは好評であります。大きな予算を伴う大規模なトイレ改修につきましては、非構造部材の耐震化に一定のめどがついた段階で、改めて計画をしております。

次に、就学援助の充実についてであります。平成28年度は就学援助の認定率を、これまでの世帯収入の1.3倍から1.45倍まで引き上げました。

次に、課題と今後の取り組みについてであります。就学援助制度を必要とする方が、認定結果にかかわらず申請をしてもらえるように、制度を十分に周知をしております。また、窓口や電話での相談の際には、丁寧な聞き取りや説明を行っております。厳しい財政状況ではございますが、限られた財源の中、必要な制度として認識しております。引き続き保護者負担の大きい移動教室等、修学旅行費や給食費等の実費支給を中心としながら、現行制度の充実を図っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。幾つか再質問させていただきたいと思っております。

まずは、学校トイレの改善についてということをお伺いをさせていただきたいと思っております。

来年度予算、今策定中だということでございますので、この機会に数点だけちょっとお伺いしたく、通告をさせていただきました。

平成27年だったと思っております。第4回の定例会で、我が自民党の会派としてトイレの改修を取り上げていただいた議員がいました。その後、環境改善に向けて取り組んでいただいているということでございますが、その1つ、尿石除去清掃の効果というのはどの程度あったのか、お答えいただけますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） トイレの尿石除去清掃につきましては、夏季休暇中に床や便器、またその周囲を清掃いたしました。トイレの状況により多少違いはございますが、臭気の低減の効果はあったと認識しております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 臭気低減の効果が認められるというふうにお話ありましたが、今後の尿石除去の清掃ですね、どのように実施していくおつもりでいらっしゃるのかを、ちょっとお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 引き続き小中学校15校の校舎の全てのトイレの清掃を毎年実施いたしまして、臭気の予防に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

また、先ほど教育長の答弁でもありますとおり、もう一つの取り組みである洋式化のほうですね、一小と五小ということで計画されているということですが、どのようなものなのかを少しお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 現在いずれの学校も工事中ではございますが、トイレの洋式化につきましては、洋式便器に取りかえるのとあわせて、便座は冬の寒い時期でも利用しやすいように暖房、またウォシュレット機

能つきを採用しております。そのほか、床は消臭機能のあるビニールの床シートを張りまして、排水目皿を撤去いたしまして乾式化を行っております。これによって、臭気の低減にも効果があると考えております。また、見た目にも床が明るくなるものと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

現在、洋式の便器ですね、その割合はどの程度で、今お伺いすると設置されてるのかなということをお伺いさしていただきたいことと、それから今後洋式化を進める割合はどの程度かということ、少しお伺いさしていただければよろしいでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 今年度、第一小学校で4カ所、また第五小学校では8カ所の和式便器、こちらを洋式化を行っております。また、引き続いてほかの小学校でも計画してまいります。試算といたしましては1校当たり6カ所、全体で60カ所の洋式化が完了いたしますと、小学校のトイレの洋式化率は、現在約3割でございますが、これが約4割に向上いたします。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。3割から4割ということで、非常によいことだというふうに思っております。

トイレの洋式化ですね、試行的にということで先ほどお話ありましたが、今後どのように進めていくのかを、最後、教えていただけたらというふうに思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今後、学校と調整の上、洋式化を実施したトイレの利用状況などを確認し、他の小学校で実施する際の設計に参考になる部分があれば反映していきたいと考えております。また、洋式化に伴って利用する立場の児童を含めて、学校側の満足度の向上に引き続き取り組んで努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

先ほどお話ししましたとおり、平成27年の質問で取り上げて以降、どのようなふうに取り組まれているかということをお伺いしたままでございます。12月1日の新聞にも、町田市のほうで学校トイレ汚名返上という記事がありました。やっぱり保護者の要望はどの自治体も、最も多いのはやっぱりトイレとクーラーということと伺っています。自民党のほうも、それから友党のほうでも、特別教室へのクーラー、また強く要望し、実現をさしていただいているというふうに認識もしております。さらなる学校の快適空間に向けて、学校のトイレについては引き続き、ぜひ改善をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問は、ここをお伺いしたかっただけですので、以上で終わりたいというふうに思ひます。

次です。就学援助の充実ということで、お話を伺わしていただきたいと思ひます。

厳しい財政状況の中でございますが、当然対象世帯の経済的負担ということで、さまざま新聞にも載っておりますので、こういった取り組みをぜひ推進してもらいたいなということで質問させていただきました。

今年度の申請の件数ですね、それから認定者の割合と認定率を引き上げた効果をちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 1学期末の状況でございますが、準要保護の申請世帯数は小中学校合計で657

件、認定者の割合は小学校で10.9%、中学校では15.3%となっております。申請者の割合、認定者の全体に占める割合ともに、今年度は年度途中ではございますが、ここ数年の推移を見ますと減少傾向にあると考えられます。

また、認定率を引き上げた効果につきましては、生活保護基準の見直しによる非認定者が出ないように計算いたしまして、世帯年収につきましても前年度より約30万円の基準額が増額となり、生活保護基準の見直しによる直接の影響を受けない所得層も対象となるようになりました。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

申請件数ですね、それから認定者の割合も減少傾向のことというふうに伺っております。制度の周知ですね、このあたりはどのように工夫されてるかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 周知につきましては、毎年度4月当初、全児童・生徒を通じて申請書を配布しております。また、市報、ホームページ、子育てハンドブックやくらしの便利帳、ここで子育てアプリへの掲載など広く周知に努めております。また、平成26年度からは就学児健診の際に保護者へ概要版の配布と説明を行うようにしておりまして、今後も機会を捉えて丁寧な説明、対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） あとは前回、事務事業評価のことを、私、別の質問項目で聞かさせていただきましたが、この就学援助制度も事務事業評価、外部評価ですね——の対象になっていたというふうに思っています。実際どのような評価を受けているか、ちょっとお伺いさしていただいてもよろしいでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 外部評価では、必要な制度として現状のコストを維持しながら成果を向上させるようにとの評価を得ております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。ちょっと参加ができなかったんで、そのときに傍聴できなかったんで、今ちょっとお伺いをさしていただきました。

また、先ほどお話ありましたとおり、窓口や電話対応等、そのあたりで丁寧な対応をしているということは大変結構だと思うんですが、保護者の方々の相談というのはどのようなものがあるか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 窓口ですとか電話での問い合わせ内容につきましては、主に申請手続、認定基準、支給の費目や支給額、また振り込み日についてが多くございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最近、どうしてもちょうど世代が似てます、私と近い方が大変多いので、中学校の保護者の方から、当然中学の入学に関する用品だというふうには私はよく伺っています。その支給時期が、もう少し早いと助かるというふうには、やっぱり多々お伺いすることが非常に多いんですね、中学校へ行っているいろいろ話を聞くと。そのあたり支給の時期の前倒しというのは御検討されたことがあるのかどうか、また含めてちょっと教えていただけますでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 中学校の新入学の学用品の支給の関係でございますが、当市でも学生服やその他の準備品にかなり費用がかかるという新中学1年生の入学の用品、こちらにつきましては支給の時期が少し前倒し

をできないかなという意見があるのは承知しております。そうした中で、現在この入学をした後の7月ごろに、入学した後で準備の支払いになるということで、準備にお金がなくて困ってる人にとっては少し問題があるよという意見もいただいておりますので、何とか少し前倒しをして、入学前の2月、3月に支給できればということで、今教育委員会でもちょっと調整をしております。導入の年度、最初の年度を翌年度の新中学1年生分を計上すると費用が少し多くなるという面もあるかと思っておりますが、市長は日本一子育てしやすいまちというのを政策の柱に掲げてございますので、それを推進するためにも前向きに今検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。中学生の対応については、非常に前向きに取り組んでいただいております。ありがとうございます。

また、新小学校1年生ですね、これは非常に幾つか難しいことがあるというふうに調べた限りだと伺っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 八王子市が今年度から来年度入学予定の新小学1年生を対象に、支給時期の前倒し事務を現在行っていると伺っております。内容につきましては、ちょうど今進行中ということで、今後情報収集をしっかりとしまいたいと思っておりますが、保護者に負担のかからない方法も含めて研究が必要と考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。じゃ、引き続き新小学校1年生、御対応、よろしく願いしたいというふうに思います。

大変厳しい財政状況の中、認定率の引き上げや周知の啓発ですね、先ほどお話ありましたとおり。また、丁寧な対応など就学援助の充実に向けた取り組みは、大変御努力されてるということはお伺いをさせていただいております。さらなる充実に向けて、大変前向きなお話もいただいたということで大変感謝をしておるところでございます。新中学1年生の先ほどお話ありました、副市長からもいただきましたが、前倒し支給、滞りなく進めていただきますように、ぜひお願いしたいというふうに思います。大変この御時世ですので、求めている方が非常に多くいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

就学援助の充実についても、以上で終わらしていただきたいというふうに思います。

次、3番の介護予防リーダーということで、ちょっとお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

直前の議会でも、我が会派から議員も、また友党の議員からも、介護予防活動の重要性についてはさまざまな視点、またさまざまな機会を通じてお訴えをさせていただいておりますので、細かい点はもちろん割愛をさせていただきたいというふうに思います。介護予防リーダー、または元気ゆうゆう体操、普及推進に日夜活動しています体操普及推進員さんも含めた地域の介護予防活動に協力していただいている方々の個々のさらなるスキルアップについてお伺いをさせていただきたいと思ひ、通告をさせていただきました。

介護予防は、要介護状態の発生をできる限り防ぎ、もしくはおくらせ、要介護状態にあっても、その悪化をできる限り防いだり軽減させることであり、この活動を通じていくことで介護給付費の伸びを抑えることができ、また元気な高齢者がふえていくことにより、超高齢化社会を迎えるに当たり介護者から支援者ということが実現可能になっていくんだというふうに考えております。

前議会、過去の担当部の答弁を伺いますと、介護予防活動の今後に関しては、元気ゆうゆう体操の活動の中

心を担っていただいている介護予防リーダーの方、それから体操普及推進員の方々の協力をいただきながら体操の参加者をふやしていきたいと。また、サロン活動に関しても、自主グループの活動を図っていくことで、多様な受け皿や地域づくりにつなげたいというふうに話がありました。サロン活動をされているのは、介護予防リーダーさんが中心というふうにも認識をしております。また、リーダーさんである上に、実はその体操のほうも含めて普及推進に努めていただいているというふうにも伺っています。私も認識はしてるつもりなのですが、体操普及推進員と介護予防リーダーの若干の違いというか、そのあたりを少しちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防リーダーと体操普及推進員の違いでございますけれども、介護予防リーダーにつきましては、介護予防に必要な知識、技術を学んでいただいて、地域における介護予防についての課題を見つけて、その解決のために地域で活動を行っていただいておりますリーダーの方、ボランティアというふうに考えてございます。

一方、体操普及推進員でございますけれども、東大和市が独自に作成いたしました東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発のために、市民の方などの方に対して正しく体操を指導できる推進員、ボランティアというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今参事からお話ありましたとおり、私が思っているところも、そんなにずれてないかなというふうなことが確認できましたのでよかったです。介護予防リーダーさんは、当然半年から1年ぐらいですかね、研修を受けて資格を取られて、さまざまな座学をたしかやられてるというふうに思います。たまたま私の地域が、1期生の方が非常に多いものですから、恐らく認知症のことだとか、例えば脳トレの部分だとか、それから高齢者の身体の特徴であったり、それから筋力アップとか、さまざまな端から端までのウイングを広げた形で、恐らくさまざまな座学を習われて、それをということで活動されてるんだというふうに思います。また、体操に関しては元気ゆうゆう体操の普及ということで、それは恐らく市の課題でやられてるんだというふうに思っております。

私は介護予防リーダーさんは、長い間、期間を使って講習を受けて、せっかくその知識を得られてやっていただくので、今はどうしてもリーダーさんの中でも、今90、100人弱ということですかね——なられてる方で、当然その活動をされてる同じ、例えば1期生、2期生、3期生、今4期生までいるんですかね。当然1期生に、例えば20人とか30人とか40人いたとしても、当然なった思いが違いますんで、私はあくまでも自分の知識と、それから体操を普及したいから資格を取ったんだって方もいれば、どんどんどんどん高みに上ってやりたいんだって思う方、その辺のそごというか、その意識の違いがどうしても多々出始めてるのかなという部分があることと、それから今、自主グループだということ少し距離を置いているというか、まあ距離を置いているという言い方が正しいかどうかちょっとあれですが、やっぱり市が主導でこういった自主グループ、介護予防リーダーさんたちですね、本来は10年一区切りというか、要はもう少し、本来であればもう少し市が寄り添って活動して行って、またさまざまな援助をして、協力して同じレールを引いて、同じ方向性を向いてある程度やっていく必要があるんじゃないかなという部分があって、当然1期生から4期生の方々、考えがやっぱり大分違うのも出てきたりだとか例えば、それから市の方向性が違うので、当然あるところは有料化で活動して、また来年度以降も何か有料化で体操を、サロン活動も含めて進めるといううわさがちょっと幾つかあるんですが、

多分それは恐らく市のほうの方向性というか、そういったものがきちんと多分伝わってない部分が、少し自由に動き出してる部分がある部分があって、その辺が少し、もう少し市の関与をどうしてもしていただきたいなということではちょっとお伺いしてるんですが、介護予防リーダー、自主グループであるリーダー会の皆さん、具体的な年間の活動内容と、まあそのあたりを少しちょっと把握してる限りでよろしいので、お伺いをさせていただければというふうに思います。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 介護予防リーダー会の活動内容ということでございますけれども、本年度、28年の4月から11月までの間に役員会が8回開催されてございます。この内容でございますけれども、意見交換あるいは新事業の採用の検討、リーダーの意見交換会の打ち合わせ等があるということでございます。

それから、市との共催ということで、歌のひろばというのを開催してございますけれども、現在まで今年度4回実施されているというのが、活動内容ということでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市長答弁の中で、介護予防リーダーの活動と現状の評価、課題、期待する具体的な今後の活動ということで、市長のほうから少しお伺いをさせていただいて御答弁いただきましたが、改めてもう少し、少し詳細をちょっとお伺いさせていただきたいんですが、介護予防リーダーの活動について現状どのように市は評価をし、そしてまた課題をどのように市として捉え、また介護予防リーダーさんの具体的な今後の活動について、市としてはどのように捉えているかをちょっとお伺いさせていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 評価、課題等でございますけれども、まず評価につきましてですが、介護予防リーダーの養成講座でございますけれども、介護予防に必要な知識や技術を学び、地域における介護予防の課題を見つけて、その解決のために地域に根づいた活動を行える人材を育成をするということで、目的で実施をしてるところでございます。介護予防リーダーの方の活動によりまして、市民の皆様に対して介護予防が普及啓発をされているということ、また実際に介護予防リーダーの皆様活躍によりまして、介護予防の自主グループ活動や東大和元気ゆうゆう体操が、広く市民の皆様に関心が高まって介護予防の輪が広がっていると、高く評価をしているところでございます。

課題でございますけれども、先ほど市長答弁の中で人材育成と、その確保が課題ということをおっしゃっていただきましたが、リーダーの方につきましては養成講座の実施とともに、やはり活動を継続し、推進していくことが重要であるということをお考えしております。新たに養成講座を受講されたリーダーの方は、新たなグループを立ち上げるという活動を行っていただいておりますけれども、一方でこれまで活動を続けていたグループの中で、参加者が伸び悩んでいる、あるいは介護予防リーダー御自身が、年齢を重ねることで活動の継続が困難になっているということもあるようでございますので、そういうことが課題であると認識をしているところでございます。

今後の活動内容で期待しているというところでございますけれども、介護予防リーダーの養成講座については、活動に必要な知識、技術を得られるということでカリキュラムを作成をしております。また、フォローアップについても、新しい情報ですとか知識が得られるように、市として取り組んでいるところでございます。介護予防リーダーの方々には、長期的には組織として安定化を図るために、NPO等の法人化を目指すといったことも視野に入れていただくなど、介護予防活動全般に主体的に取り組んでいただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君）　さまざま御答弁いただきまして、ありがとうございます。

今後の期待されることということで、当然リーダーの皆さんの中には、長期的には今市側も、介護予防全般に主体的に取り組んでいただけるぐらい、要は力を上げていただいて、将来は法人化も目指していただきたいということで思いがあるというふうに伺いました。

日常生活の総合支援の関係で、幾つかほかの議員からもさまざま質疑があったというふうに思いますが、先ほど冒頭お話ししましたとおり、10年一区切りということで、やっぱり将来的には介護予防リーダーの皆さんに、今は自主グループということですが、やっぱり市側も全般的にお願いをして、主体的に取り組んでいただけるぐらい力をつけていただきたいという思いが恐らくあると思うので、そのためにはやっぱり、財政のことももちろんあると思いますが、まだ走り始めて、正直まだ10年ということを考えれば、まだまだ半ばぐらいだと思うので、どうしてもその部分のそごが少しあるかなという部分もやっぱり、特に1期生の方は、特に思いが強くてやった方が非常に多いものですから、そのあたりやっぱりもう少し市としてお力添えをいただきたいというふうに思いますので、それはぜひこの場でちょっと要望さしていただきたいというふうに思っております。

また、リーダーさんのフォローアップ講座も通じてということで先ほどお話もありました。実際、年間でフォローアップと言われる講座、そのあたりの詳細をちょっと教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君）　フォローアップ講座の内容でございますけれども、平成22年度、23年度、25年度、27年度に養成講座を修了した方を対象として実施を、地域における介護予防活動の開始、あるいは継続を支援するという目的でやってございます。

27年度を例にとらしていただくと、年3回開催をしてございます。内容といたしましては、連絡会が2回、講習会が1回。連絡会については、ボランティア保険の件ですとか、あるいはリーダーの養成講座についての内容で開催してございます。次に、2回目については、ほっと支援センターとの職員の交流会、やはり介護予防で交流、顔の見える関係づくりといったところで開催をしてございます。3回目の講習会でございますけれども、こちらについては東京都の健康長寿医療センターの研究所の副部長さんをお願いをいたしまして、介護予防リーダーのこれからの展望といった内容で講習をしていただいたところでございます。講習の後の御意見の中では、自分たちのグループの講義や企画として実践できる内容であったといった感想をいただいているところでございます。市といたしましても、それぞれの活動に役に立っているのではないかとこのところの評価をしているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君）　ありがとうございます。

今フォローアップ講座の件、伺いました。先ほど同期数の中、同じ1期生、2期生、各層の中にも、当然思いは違うというお話もしたと思いますが、当然フォローアップ講座、年3回やっていただいている内容に関しても、当然すぐ内容が充実してよかったと思う方もいれば、当然御自身でスキルを上げて一生懸命やられてる方からすると物足りないということがやっぱりあると思うんですね。市立学校と違って、期数の中でクラス分けしてるわけじゃございませんので。本来はもしかしたらそういった部分も、クラス分けというか、例えばある程度のもので、例えば同じ1期生の中でもタイトル分けをしてね。自分はこの範囲でいいんだって方も当然いけば、先ほど言ったとおり、私はもっともっと市のために、あとそれから介護予防のために、地域のため

にということで、もっともっと知識を上げたいんだという方には、それ存分の場所をやっぱり提供して、こういうフォローアップ講座も含めて、やっぱり同じもので同じ扱いをしていくと、やっぱりもともとやる気があった方々が、やっぱりやる気がうせてきたり、そういったモチベーションを維持するというのが、なかなか大変な部分があるので、そのあたりよくリーダー会がもし中心なんであれば、リーダー会の方を通じて、少しその辺を稼働させていただいて、フォローアップもこちらから、じゃこれやりますって……。今は恐らくやりとりをして内容を決めてらっしゃるんだと思うんですが、さらにその辺も少しちょっとお伺いをさして、よくいいものを御提供していただきたいというふうに思います。

私個人の考えとすれば、今例えば先ほどお話ありましたとおり、元気ゆうゆう体操ということで、地域で今20…18ですかね、ごめんなさい。18カ所ということで取り組まれてて、どの会場へ行っても非常に熱心に、皆さんオレンジのTシャツを着られてやられてるということは、私もとてもいいというふうに思います。各会場でゆうゆう体操普及推進員の方、リーダーさん方、皆さんやられてるというふうに思います。私は、これは今までどおり別にボランティアで構わないというふうに私の中で思っているんですが、やっぱりこれはあくまでも私の要望とかあれなんですけど、当然2年とかある程度、例えば3年だとか指導員として一生懸命やられてる、特に熱心な方には、例えば今二次予防事業のほうで業者さんに、恐らくチャレンジシニアとか、体操指導者養成講座みたいなのを多分、要は二次予防事業でさまざま企画をやっていると思うんですが、要はこういったものを受けられるための例えば体操指導者の養成講座等を行って、例えばそれを修了した方には、もうこれはある程度、地域の人材、要は地域の資源だということで、これをじゃ一部有償ボランティアにしようということも、私はちょっと考えていただきたいなというふうに思いますし、また当然業者さんに今、4つほどたしかチャレンジシニアの中では講座があったというふうに思うんですが、 Rond・スポーツさん以外は多分、NPO法人だとか専門の業者さんだと思うんですが、当然それが参加者の皆さんとのマッチしてるかどうかというのがやっぱりあると思いますので、そのあたり少し有償の部分も含めて、将来、御検討をいただきたいというふうに思いがあります。

こういったことを続けていくことで、意欲のある方はどんどんどんどんスキルが上がって、市の人材として活用できていくんだというふうに私は思っております。要は介護予防リーダーになられた、個々になろうとした目的が、個々の能力、またできる限りさまざまなスキルで向上させたいと思うなど、さまざま当然目的が違いますので、市の介護予防活動の最前線に立っていくための人材育成ということで、まあすぐにはあれですけど、要は将来、なるべく近いときに、意欲のある方には意欲のある講座を、また意欲のある活動をぜひ、そして将来、先ほど言ったとおり、そういった市の介護予防事業を主体的にお任せできるぐらいの人材を育て上げる方法を、少し御検討いただけないかと思うんですが、そのあたりというのは担当部としていかがお考えか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいま議員からさまざま、本当に応援していただけるようなお話いただいて、ありがとうございます。まず、介護予防リーダーの方々には、先ほど参事のほうから御答弁させていただきましたとおり、今議員からもお話ございましたが、長期的にはやはり活動の継続性というようなことと、主体的な取り組みということを目指していただくということで、やはりそういったNPO等への組織化なども念頭に入れていただくと。その際には、私どももそういったところでの支援などもしていきたいなというふうには考えております。

ただ、介護予防リーダーの個々の方々ですね、例えばその技術や能力によって、その方々をランク分けと

いうんですか、評価してそれぞれの個々に、あなたのレベルはこうですからというんで、その方たちだけを集めてまたというようなことまでは、そこまでは余りリーダーの方たちを、そういうふうな形で分けるということとはしたくないなというふうに考えております。やはり介護予防リーダーというふうな方で、皆さん、モチベーションを持って養成講座を受けられた方たち、期別での思いの違いはあるということのお話もございましたが、最終的な思いは市を元気にしていただいて、ますます高齢者の方の介護予防を広めていただくというふうな思いでございますので、そこは皆さんで一体的になっていただいて、その思いに向けてみんなで活動していただくというふうなことを、目指していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 部長、ありがとうございます。

質問、この項目、最後にしますが、今部長の話もちろん、ありがとうございます。当然だというふうに私も思っております。私、現状における介護予防リーダーさん、また体操普及推進員の方が、よくお話をさせていただくと、大変市の介護予防施策に関して熱く語られる情熱や熱意、また意欲的な活動には、実際いつも、先ほど部長からお話ありましたが、大変頭の下がる思いでいっぱいだとということが、私の中の気持ちでございます。特に老老介護が非常に多い時代において、大変高齢な方、また自宅では、例えば90歳以上の親を面倒を見ながら、高齢化率の高い、特に清原、私の地元の湖畔地域など、日々頑張っているらっしゃる介護予防リーダーさんが、実際たくさんいらっしゃるというのも身近に感じています。

また、その活動ですら大変な中でございますが、その中でも特に、例えば自治会長をしながら、シニアクラブの役員をしながら、また各地域でサロン活動もしながら、そして元気ゆうゆう体操の活動を積極的にされて、またさらにその中でも他の自治体まで出向いて、介護予防インストラクターの資格を取得されて、もっともっとやっついこうというふうな方で、頑張っている方もいらっしゃいます。そんな向上心に、ぜひそのあふれる気持ちを市は、先ほど部長からお話ありましたとおり、十分理解をしてるということで私も伺いました。ぜひ、先ほど参事にお話ししましたが、活動をやっぱり支えていただいて、さらに寄り添っていただいて、介護予防リーダー会を自主グループだからとですね、やっぱり少し線を引くわけじゃ——引いてはないと思うんですが、自主グループだからということではなく、意欲、向上心にあふれた方には、そういったことを提供できる機会も少しお考えをいただいて、先ほどお話ししましたとおり専門業者さんに今委託してるチャレンジシニア事業も、例えば全て任せられるような、将来は人材の発掘をぜひ入れるべきだというふうに、要は受け皿になる人材を育てていただきたいというふうに考えています。団塊の世代が75歳を迎えるのが2035年ぐらいですね——だと思えます。当然安心してできる地域づくり、介護予防には人材が何よりも必要だというふうに思っています。そのためには、リーダー会の皆さんも恐らくそうだと思います。もっと寄り添って、いろいろコミュニケーションとっていただきたいというのがあると思います。

最後に、もし何か前向きな御検討をいただきたく、御所見がございましたらちょっと、最後お伺いさせていただければというふうに思います。

○副市長（小島昇公君） いろいろ御提案もいただきまして、ありがとうございます。元気ゆうゆう体操を活用いたします大きな目的は、やはり市内にいらっしゃる高齢者の方が、東大和市で元気に、幸せに生活をしていただくということがメインだということで考えております。そのサポート役ということで、介護予防リーダーの方にもお力添えをいただいて、非常に大きく盛り上がってきているというふうに認識しております。

ですから、行政といたしましても、必要なサポートはしていきたいというふうに考えております。やはり平

均寿命は延びておりますけれども、健康寿命との差が10年あるというところが、一番幸せに生活するのに支障だというふうに考えてございますので、ここで体を動かすこと、お友達と一緒にいること、そういうサロン活動も通じて市内の高齢者の方に元気になってほしいという考えで、この事業を進めておりますので、今のお話の中で、やはり少し進んでいくと方向性が、同じ方向でなくなるということはいろんなことで出てまいりますので、そのところはよくコミュニケーションをとりながら、皆さんの思いをつかみながら、いい方法を検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

ありがとうございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

特にゆうゆう体操を立ち上げたときは、担当だったというふうに副市長思っておりますので、やっぱり特段この件に関しては、思いがやっぱり強いというふうに、市長も副市長も思っておりますので、多分コミュニケーションのことだというふうに思いますので、ぜひリーダー会の方々がもしまとめているのであれば、リーダー会の方ともしっかりと密に、特に密にやってらっしゃると思うんですが、さらに密にやっていただいて、ぜひ貴重な介護予防の人材だと、資源だというふうに思いますので、ぜひどうぞ御協力いただければというふうに思っています。

ありがとうございます。

介護予防リーダーについては、以上で終わらしていただきたいと思えます。

最後です。産業まつりと福祉祭の合同開催ということで、お伺いをさせていただきたいと思えます。

ことしも11月の第1週、第2週ということで、産業まつり、また福祉祭開催をしたというふうに思っています。どちらも大変にぎわいの創出ができ、よかったというふうに個人的には捉えております。

ただ、さまざまな分野の方々から、団体ごとのもちろん考えということはあるんでしょうけれども、参加してる側、それからお客さんとして行く側からすると、そろそろ合同で、あの内容、あるいはあの内容であれば、どうなんだろうということは前から言われてたと思えます。過去にも私、一般質問の中で少しお伺いをさせていただいたことがあります。産業まつりの開催の過去の経緯と開催の目的ですね。それから、同じく福祉祭のほうの開催の過去の経緯と目的を、改めて教えていただいてもよろしいでしょうか。

○産業振興課長（小川 泉君） 御質問にございます、まず産業まつりの過去の経緯と目的についてでございますが、昭和45年10月に産業振興共進会と農畜産物共進会が第1回の産業まつりを開催して以来、平成8年の第27回開催まで同様の形態で毎年開催されてまいりました。その後、平成9年から平成11年までの3年間は農業まつりと商工まつりとして日程も含め別々に開催され、平成12年から再び農業団体と商工団体の合同による東大和市農・商工まつりとして開催されました。平成22年からは、名称を新たに東大和産業まつりとし、今年度で通算47回目の開催となっております。

開催の趣旨といたしましては、市内の農業、商工業の振興を図ることを目的として開催してございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉祭の開催の経緯でございますが、東大和市社会福祉協議会が法人化されました昭和48年に始まりました福祉バザーが福祉祭の前身とされ、これまで多くの市民の皆様や福祉団体、あるいはボランティアの方々の御協力によりまして、福祉祭としましては今年度で39回目の開催をするに至っております。

また、福祉祭の開催の目的でございますが、今年度の福祉祭実施計画におきましては、市民の福祉に対する

理解の向上と啓発及び協働の輪を広げ、地域福祉の推進を図るとともに、物品の販売等による福祉団体の財源の充実を図ることを目的とする。また、今回は熊本地震復興支援を目的の1つとするとなっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

具体的に産業まつりと福祉祭の合同開催を検討したことがもしあるのであれば、いつごろ、どのような、場所も含めて少しちょっと教えていただけますでしょうか。福祉部のほうと恐らく産業振興課で両方あると思うんで、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉祭につきましては、その開催の方向性等を検討するため、社会福祉協議会におきまして平成24年度に福祉祭の参加団体、協力団体やボランティアの方々等の代表者をもって構成する東大和市福祉祭あり方検討委員会を立ち上げまして、平成24年6月から平成25年4月までの期間で計5回の検討委員会を開催し、福祉祭のあり方について議論をしております。

この検討項目の中に、福祉祭の時期、日程、日数、会場、他の祭りとの統合に関する事等についてとごさ  
いまして、他の祭りとの統合につきましては、福祉祭は独自の目的で実施しており、他との統合は行わないこ  
とが適当であるというふうにされております。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 合同開催に関する検討についてでございますが、産業まつり実行委員会において検討を行った経過はないというふうになっております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。検討の過去の経緯、教えていただきましてありがとうございます。

市として、例えば今回通告を出したんで、恐らく幾つかのことを御検討いただいたことは——御検討という  
うか、私からの質問が、どういうのが出るかなということと考えられたと思うんですが、別開催のメリット・  
デメリット、それから合同開催のメリット・デメリット、そのあたりも恐らく考えられたというか、あると思  
うんですが、そのあたりをどのように市として捉えているか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 福祉祭に関しましてでございますが、まず現状の開催方法によるメリットでござ  
いますけれども、開催時期や開催場所等が定着していますため、参加団体にとりましては混乱なく実施でき  
る、あるいは単独で行うことによりまして、福祉祭の独自性を発揮できることなどが考えられます。

また、現状におけるデメリットでございますが、今年度も産業まつりと2週間連続で行っているということ  
で、この間、庁舎駐車場用地の利用等に制約が続くことなどがデメリットとして考えられると思います。

次に、合同開催によるメリットでございますが、2つの祭りを合同で行うことで、より大きいにぎわいを創  
出することができる、こういったことが考えられます。

また、合同開催によるデメリットでございますが、福祉祭の側から申し上げますと、出店、それから販売す  
るものの内容によりましては、お客様が分散する、このことによって売り上げが減少することによる収益の減  
あるいは福祉への理解と協力を広げるという点で、合同開催による独自性が失われ、PRが行き届かなくなる  
のではないかなどの懸念が考えられるところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

最後に、私の考えをちょっとまたお話しますが、敷地のことも多分出てくるというふうに思いますが、過去に市役所本庁舎以外の土地を、例えば警察の許可をとり、イベントを実施したことが多分あるというふうに思いますが、そのあたりを少し詳細を教えてくださいたいのと、また道路を閉鎖してイベントを開催するに当たり、課題がもしあるとすれば何と捉えているか。この2点、お伺いさしてください。

○産業振興課長（小川 泉君） まず市役所敷地以外に道路封鎖をした実績、こちらについてでございますが、過去数回の産業まつりにおきまして、吹奏楽やサンバのパレードを実施する際、市役所本庁舎西側で都立東大和高校との間の道路を、警察に許可をとり一時的に通行動めをした実績がございます。また、道路封鎖をしてイベント開催をする場合の課題等についてでございますが、道路を封鎖してイベントを開催する場合の課題は、道路の安全、円滑性の確保、そういった部分での調整を図るため警察の許可等が必要ということはもちろんのこと、地域住民と道路利用者との合意形成を踏まえ、交通の妨害の程度を上回る公共性を有する内容が必要となる、そういったことが課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

この産業祭と福祉祭のお話をさせていただくときに、例えば敷地のことがあって、道路のことにに関して都市伝説のように、多分、昔からやってるところは許可がとりやすい、ところが新規のところはとりにくいというようなお話がよくあったりするんですが、私も事業、イベントをよくやるので道路を閉鎖することもあるんですが、新しいものをやるときは当然、多分半年から1年以上前には来てくれというお話はありますが、少し警察のほうにお話ししたところ、当然早い段階から御相談に来てくれれば、決してその内容が内容なので許可を出さないことはもちろんありませんということは伺ってはいますので、今後検討していくことには、ちょっとやっていただきたいというふうに思います。

それから、さっきメリット・デメリットをお伺いして、それでメリットは大きなぎわいを当然創出できて、客層が違うと思うんですね、産業祭と福祉祭に来てらっしゃる方の客層というのが、恐らく違うというふうに私は見てると認識をしています。福祉祭のほうは、特に先ほどお話もありましたが、福祉団体の皆さんからすると、もしかしたらその売上げが減ることの懸念であったり、例えば一般の産業祭だと小売店が出店をしていますので、例えば焼きそばとか一つにしても金額が違ったりということがあるんですが、そこは私はそんなに気にしなくとも、実は十分にぎわいの創出のことで、恐らく相乗効果というのは必ず生まれるというふうに考えています。

また、農業委員会も絡んでるというふうに思いますが、産業まつりと恐らく福祉祭、両方やって、農業関係者も恐らく品物を出すのが大変だというふうなことをちょっと伺っています、2週に分かれると。そのあたりもやっぱり少し含んで、やっぱり合同開催がいいんじゃないかなっていうふうに思ってます。

また、福祉団体の皆さん、当然利用者の工賃の金額のことを恐らく気にされると思うんですが、私はさまざまイベントをやっている中で、やっぱり当然金額はそろえる必要ないと思うんですね、同じ品物でも。だけれども、十分にぎわいの創出ができることによって、お互いの団体が相乗効果が生まれるというふうに認識しておりますので、最後にお伺いをしますが、私はぜひこの、昔から検討した経緯もあるということなんですが、少し一歩踏み込んで産業祭と福祉祭、このあたりをぜひ合同で、また道路閉鎖も含めて、大きなぎわいの創出ということで少しかじを切っていただいて、取り組んでいただくことができないかということをお願いを、ちょっと要望をさせていただきたいので、最後に御所見を少しお伺いさしていただいて、終わりたいと思いま

す。

市長さん、ありがとうございます。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただきましたけど、福祉と産業祭ということになるかなというふうには思ってますけど、具体的な2つのイベントということですけど、私自身は福祉事業につきまして、その障害のある方もない方も高齢の方も、小さい方も含めて、この東大和に住んでよかったというふうに見える、要するに一般的に、一言で言えばユニバーサルデザインという言葉が使われていますけども、要するに一つの例としてお話ししますと、「今回のイベント、参加者が多かったね」、「ああ、そんなに多かったかい」という会話と、「今回のイベントには車椅子が多かったよ」、「ああ、そんな多かった」、「この会話。私は、最初の会話がいいというふうに考えてます。あえて車椅子と言うことなく、その参加者が多かったよというその参加者の方にそういう方、要するに幼い子から高齢の方も含め、障害の方も含めて参加者という、そういう自然に、ごく自然の会話の中にそういうふうな形で意識されているということが、目指すところだなというふうに思ってます。

ですから、今すぐというわけにはいかないなというふうには思っていますけども、今回特にすごく感動したというか、よかったと思うのはロードレース大会。今回、皆さん方、御存じかと思いますが、伴走者というゼッケンをつけた方が一緒に走ってたわけです。これは羽村の支援学校の生徒さん、そして先生が来て走ったわけですけども、ああいう伴走者ということが意識されるのではなくて、走ってて当たり前って思えるような、そんな形にしたいなというふうには思っています。そのためには、障害のある方も含めて、いろんなところにそういう方が出てきて、そして健全な方も含めて、ごく普通にそこで会話をし、交流し、対話していくという、そんなふうな社会というか、東大和であれば一番いいと思います。

ただ、そのためには市民の多くの皆さん方、いろんな方々が主体的に考えて行動していくと、そういうふうな考え方が必要かなというふうには思っています。これからも、すぐというわけにはいきませんが、行政もそういう方向に少しでもできるように頑張っていきたいというふうに思います。そして、あわせてその賛同していける多くの市民の皆さんには、ぜひさらに積極的な活動をお願いしたいなというふうに思ってます。それがまとめというか、そんな考えで、これからもしっかり進めていきます。

○12番（蜂須賀千雅君） 市長の御所見、伺いました。ありがとうございます。

すばらしいまちづくりの市長の構想、私も今、この件に関しては初めてお伺いをさせていただきました。非常に思いが詰まっているということもお伺いをしましたので、今担当の皆さんも、お伺いをした部分が多分多々あると思いますので、非常にすばらしいまちづくりの構想だというふうに考えますので、ぜひ御協力、我々もさせていただきたいというふうに思いますので、今後の検討課題としてぜひ捉えていただいて、何かしらの答えを導いていただけますように、御検討いただきたいというふうに要望させていただきます。

以上で、私の一般質問を終わらしていただきたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、3点、質問をさせていただきます。

まず最初に、飼い主のいない猫対策について。

①として、飼い主のいない猫に関する対策の現状について。

ア、猫に関する市への苦情、相談についての現状認識は。

イ、それらに対する取り組みの現状は。

②飼い主のいない猫に対する不妊手術について。

ア、当市における補助額は。

イ、他市の状況は。

③猫対策における今後の取り組みについて。

ア、殺処分を減らすための課題と今後の取り組みは。

イ、無責任な餌やり等への課題と今後の取り組みは。

2番目として、子どもを犯罪被害から守る取り組みについて。

①不審者について。

ア、不審者の定義と被害発生の状況は。

イ、市の取り組みの現状と今後の課題、展望は。

②防犯カメラの設置について。

ア、現在の設置状況は。

イ、犯罪抑止に対する効果の認識と現在の課題、今後の展望は。

3番目は、マイナンバーカードについて。

①マイナンバーカードの発行状況について。

ア、現状の認識は。

イ、今後の目標と課題、目標達成に向けた対策は。

②マイナンバーカードの利用について。

ア、現在の利用方法と利用価値に対する認識は。

イ、産業振興等、今後の施策に活用できる利用方法の検討は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、猫に関する苦情及び相談の現状についてであります。市で受け付けしました苦情及び相談の件数は、平成27年度が2件、平成28年度は上半期で5件となっております。その中で捨て猫を

含めた子猫の引き取りや不適切な飼い方の相談につきましては、動物愛護相談センター多摩支所を紹介しているところでもあります。

次に、取り組みの現状についてであります。飼い主のいない猫は無責任な飼い主に捨てられたことによって発生しているものと考えられます。市としましては、猫の適切な飼い方について、市ホームページや市報などにより、正しい飼い方の知識の普及や飼い主のマナー向上の啓発を図っているところでもあります。また、公衆衛生と公共の福祉の向上を図るためには、飼い主のいない猫の増加を抑制する必要がありますことから、平成15年度より東大和市飼い犬及び飼い猫の避妊等手術補助金交付要綱を定め、避妊など手術を要した費用の一部を助成しております。

次に、飼い主のいない猫に係る不妊手術の補助額についてであります。雌の避妊手術につきましては1件当たり2,500円、雄の去勢手術につきましては1件当たり1,500円を助成しております。

次に、他市の状況についてであります。26市のうち当市を含め21市が飼い主のいない猫の避妊等手術に対し費用の一部助成を実施しております。

次に、殺処分を減らすための今後の取り組みについてであります。収容される猫の増加を抑制するには、飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりをやめることや、避妊など手術などにより繁殖を防止し、1代限りとすることが有効であるとされております。市では、今後も飼い主のいない猫の殺処分を減らせるよう、避妊等手術費用の一部助成を継続してまいりたいと考えております。

次に、餌やり等の課題と今後の取り組みについてであります。飼い主のいない猫に対する無責任な餌やりによる猫の増加やふん尿、鳴き声に対する苦情、餌の放置等といった問題が地域で生じていることが課題であると認識しております。今後の取り組みといたしましては、市民の皆様に対する猫の適切な飼い方などの周知啓発のほか、飼い主のいない猫に対する正しい餌やりなどを周知するとともに、避妊等手術助成制度の一部見直しによる飼い主のいない猫への対策の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、不審者の定義と被害発生状況についてであります。不審者につきましては明確な定義はなく、常識に照らして不自然な言動をとる人物を意味するものと認識しております。また、被害発生の状況につきましては、市に提供された不審者の件数では、平成28年度は10月末現在までで8件であります。

次に、市の取り組みの現状と今後の課題、展望についてであります。現状の取り組みとしましては青色回転灯パトロールカーによる防犯パトロールや、安全安心メールによる不審者情報の提供などを行っております。今後の課題、展望であります。より多くの方々に迅速かつ正確な情報を提供するとともに、警察、関係機関や地域との連携強化に努めることにより、より安全で安心なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、防犯カメラの設置状況についてであります。市で把握しています市内の路上などに設置している防犯カメラの台数につきましては、警視庁が子供見守り等を目的に設置したものが25台、自治会が犯罪防止等を目的に設置したものが2台、また教育委員会では児童の登下校時の安全確保を図るため、小学校の通学路に平成27年度と平成28年度の2カ年で50台の防犯カメラの設置を進めているところです。

次に、犯罪抑止に対する効果と現在の課題や今後の展望についてであります。防犯カメラは適切に運用することで犯罪防止に一定の効果があるものと認識しておりますが、一方、住民のプライバシーを保護する観点から、その設置につきましては慎重に対応する必要があると考えております。このため、設置につきましては警察や地域との連携を図りながら、今後の対応を研究してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの発行状況についてであります。平成28年1月以降、現在まで当市の人口の約

1 割弱の市民の皆様の間違ひなく交付しております。今後の目標につきましては、平成29年度以降、毎年1万3,000枚の発行を見込み、最終的には平成31年度末で現在の人口の約6割を超える5万3,000枚の発行を目標としております。課題としましては、1日当たりの発行枚数がピーク時に比べ低下しており、この状況が続くと目標発行枚数の達成が困難となることと認識しております。目標達成に向けた対策としましては、平成28年2月から開始しております住民票の写しなどのコンビニエンスストア交付事業のさらなる周知及び普及促進、申請者への写真撮影サービスの実施のほか、カード普及策に関する情報収集に努め、対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの利用方法と利用価値についてであります。大きく3つあると認識しております。1つ目が、カードの券面により顔写真つきの身分証明書としての利用で、個人番号の認識と身元の確認が同時にできる公的な身分証明書としての機能があります。2点目が電子証明書としての利用で、コンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付や、電子的な確定申告でありますe-Tax等を利用する際の公的個人認証としての機能があります。3点目がICチップの空き領域の利用で、自治体の場合には条例で定めるところにより、独自のサービスの提供ができるという機能があります。

次に、今後の施策への活用についてであります。住民サービスの向上に大きな可能性があると言われていたものが、民間事業者も利用することができることになっております。電子証明書とICチップの空き領域の利用であります。自治体がICチップの空き領域を利用する場合には条例の定めが必要であります。例としてマイナンバーカードを印鑑登録証や公共施設等の利用者カードとして利用することが考えられます。また、産業振興の観点からは、国では1枚のマイナンバーカードで、自治体や商店街などのさまざまなサービスに活用できる情報基盤の構築や、自治体が付与するポイントや民間事業者が付与するポイントを、地域経済応援ポイントとして、地域の商店街等で利用できる仕組みについて検討しているところであります。マイナンバーカードを活用しました取り組みは、市民サービスの向上に寄与するものと考えておりますので、引き続き国の取り組みなどについての情報収集をし、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○10番(根岸聡彦君) 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず飼い主のいない猫対策についてであります。平成27年度で2件、平成28年度で5件の苦情及び相談があったということですが、市の窓口で受ける相談の具体的な内容はどのようなものだったのでしょうか。

○健康課長(志村明子君) 保健センターで問い合わせ等、対応いたしました猫の苦情及び相談の内容についてでございますが、平成27年度の2件は鳴き声やふん尿についてでございます。1件は敷地内に入ってきてふんをする。もう一つは、マンションの上の階からのふん尿で、洗濯物が汚れるといった相談でございます。平成28年度の上半期の5件についてでございますが、3件が複数の猫を飼う多頭飼いや敷地への侵入など飼い方に関するもの、残りの2件が子猫が放置されているというものでございました。対応といたしましては、猫の嫌がるにおいなどの猫よけについて説明し、また子猫の収容については、動物愛護相談センターを紹介しております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) そのうち捨て猫など、飼い主のいない猫に関する相談に関してはどのようなものがあ

るでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 敷地内への侵入につきましては、飼い猫かどうかの判断が困難でございます。また、子猫の放置につきましては、1件は自宅近くに母猫と子猫が3匹おり、母猫を捕まえて不妊手術をしたいがどうしたらよいかという内容でございました。あとの1件は、近隣で野良猫5匹に餌をやっている人がおり、その野良猫が自分のうちの敷地内で子猫を産んでしまったという内容でございました。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 飼い主のいない猫というのは、実際にふえているのでしょうか。もしふえているのなら、その原因はどのようなところにあると認識しておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 動物の飼育数は、登録制度のある犬を除いて詳細がわかっておりません。東京都が平成23年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査による推計では、猫の推定総数は約111万頭となっており、そのうち飼い主のいない猫は約6万頭と推定されております。犬が約67万頭登録されておりますので、それをはるかに超える数の猫が飼われていると推計されております。

また、そのふえる原因についてでございますけれども、飼い主のいない猫ももともとは飼われていた猫と推測できます。飼い主に捨てられるほか、迷い猫や家から外に出したときに病気や事故に遭い野良猫になるもの、また外で過ごすうちに飼い主のもとに戻らなくなるものなどが、飼い主のいない猫が増加している要因であると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ペットといえば、猫と並んで犬が代表の一つと挙げられると思います。飼い主のいない犬と比べても、飼い主のいない猫がふえているという認識でよろしいのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 犬の登録数の推移につきましては、平成15年には約37万頭、平成26年には約51万頭となっております。先ほどの平成23年度の東京都の調査によりますと、屋外で猫を飼育している推定頭数は約19万頭となっており、そのうち首輪の装着率は45.2%と半数に満たない割合でございました。これらのことから、飼い主が把握していない屋外での発情期の猫同士の交尾による飼い主のいない猫の繁殖や、また飼い猫が野良猫化することによりまして、飼い主のいない猫の発生などが考えられ、犬と比べ登録管理の法令がない猫につきましては飼い主のいない猫がふえる、そういった環境があるという認識を持っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど市長答弁の中で、捨て猫の引き取りや不適切な飼い方の相談については、動物愛護相談センター多摩支所を紹介しているとのことでしたが、そこはどのような業務をするところなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 東京都動物愛護相談センターは、狂犬病予防法、また動物の愛護及び管理に関する法律などにより、動物行政の実務組織として飼い主不明の犬の保護や収容、また飼い主不明の負傷動物の保護、収容、治療、また犬、猫の引き取り、返還、譲渡、動物取り扱い業務の登録や監視指導、動物教室の実施など行っているとのことでございます。

○10番（根岸聡彦君） 動物愛護センターに収容された猫は、どのような道をたどることになるのでしょうか。そこに収容され、殺処分される猫の数、割合等はどのくらいあるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 動物愛護相談センターに収容された、その後の経過でございますけれども、多摩支所において平成27年度に収容された猫の数は311匹で、そのうち負傷している猫は132匹でございました。捨て

猫は171匹で、そのうちの子猫は168匹で98%となっております。

収容された動物のうち、飼い主のわからない場合は、法律に基づく公示を行い、収容日当日を含めて最低7日間、飼育管理を行います。飼い主が判明した場合には、適切な飼い方等の指導が行われ、飼い主のほうに返還をされます。また、この収容動物は、動物愛護相談センターのホームページ等でも情報が公開されております。

収容期間を満了した動物の中から、家庭動物として飼うのに適した猫は、一定の基準を満たす譲渡希望者に譲り渡すなど、猫の延命と模範的な飼い主の育成がされております。譲渡につきましては、定期的な譲渡会ほか、東京都が定めた基準を満たす非営利活動を行う46の団体等へ譲渡されているということでございます。

また、収容された猫のうち、飼うのが困難な離乳前の子猫や、また治療回復が困難な負傷している猫などは、獣医師の判断により殺処分されることとなっております。処分につきましては、譲渡された猫103匹のうち、子猫は84匹で約8割でございました。また、殺処分された猫は187であり、子猫についての内訳は不明となっております。収容数311に対する殺処分の割合は60%となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

先ほど苦情や相談の内容について御答弁がりましたが、飼い主のいない猫に対する苦情対応には、どのような難しさがあるのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 飼い主のいない猫の苦情としましては、ごみが荒らされる、鳴き声がうるさい、庭や駐車場にふんやおしっこをされる、子猫が産まれてしまった、餌が置きっ放しでカラスやネズミが集まるといったものが多くなっております。猫には犬のように登録管理する法律がありませんことから、飼い主のいない猫を動物愛護相談センター等、行政が捕獲、収容することが困難となっております。そのため、猫をかわいそうに思い、餌を与えるだけでは飼い主のいない猫がふえ、それにより生じる苦情等の問題は、地域の住民の方同士の問題でありますことから、その取り組みには困難性が生じるものと認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 飼い主のいない猫を減らしていくことが、公衆衛生や公共の福祉の向上に必要であるといった内容の御答弁があったと思います。飼い主のいない猫を減らしていく取り組みに対する課題は、どのようなところにあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 飼い主のいない猫を減らしていくというようなことで、それに対する課題でございますけれども、やはりまずは飼い主の方が飼い猫を屋外に放してしまう、自由にさせてしまう、そういったことの飼育習慣が長年もともと日本人、日本にはあるというふうに言われております。そういったところから、子猫の産み落としなどによって環境が、そういったところで猫がふえていくというようなことがございます。

また、首輪をつけても、いわゆるその首輪にきちんと迷子札とか連絡先の表示などをしていない、目印をしていないということで、そういったところの課題もあるということで、やはりそれにつきましては、まずは飼い主に正しい適正な飼育方法、そういったところを周知していくことではございますが、それらをやはり認識していただくというようなところに、非常に課題があるというふう考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど当市を含む21市で、飼い主のいない猫にかかわる不妊手術に補助を出しており、避妊手術に2,500円、去勢手術に1,500円の補助がされるとのことでしたが、他市の状況、平均の補助額等はど

のような状況であるのでしょうか。また、その中で当市の位置づけはどのようになっておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 避妊等手術の助成を実施する21市の補助額のうち、雄が1万3,000円から1,500円、雌が2万2,000円から2,500円の幅となっております。また、補助額の平均といたしましては、雄は4,770円、雌は7,820円となっております。

また、当市の位置づけですけれども、雄1,500円、雌2,500円でありますことから、21市中は最下位ということでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 当市は最下位ということですが、この補助制度の経緯はどのようなものなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 犬猫避妊等手術費用助成事業につきましては、平成15年度から実施いたしております。事業開始当初は、飼い主のいない猫が現在ほど一般化されておらず、対象が飼い犬と飼い猫になったものと推測しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 猫の適切な飼い方についてですが、その具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 猫の適切な飼い方といたしましては、主に4項目ございます。1つ目は、屋内で飼うこと。これは猫を交通事故や病気、失踪から守るためとなっております。2つ目は、避妊去勢手術を行うこと。これは繁殖を望まない場合、手術をすることで猫をがんなどの病気から守るほか、発情期の鳴き声やけんか、おしっこのおいが緩和されるとなっております。3つ目は、身元の表示をすること。首輪やマイクロチップなどで飼い主の表示を行い、迷い猫をなくすということでございます。4つ目は、捨てないこと。これは一度飼い始めた猫を生涯飼い続けるのは飼い主の責任であり、飼い続けることが無理な場合は、新しい飼い主を探すこととなっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後の取り組みの中で、飼い主のいない猫に対する正しい餌やりの周知という答弁がありました。正しい餌やりというのはどのようなことであるというふうに認識をしておりますでしょうか。また、無責任な餌やりとの違いもあわせて御説明をお願いいたします。

○健康課長（志村明子君） 環境省が作成いたしましたガイドラインによりますと、飼い主のいない猫に対する餌やりは、地域住民の迷惑がかからない場所に餌やり場を固定すること。また、餌は決められた時間に与え、それ以外は与えないこと。また、餌の量は猫が食べ切れるだけ与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺を清掃することとなっております。

また、不適切なものとしましては、餌を置くことによってカラスが来たり、ハエ、ゴキブリなど害虫の発生や悪臭の原因となること。また、キャットフードではなく残飯を与えると、猫のふん尿の悪臭を誘発したり、猫が人間の食べ物の味を知ることにより、ごみなどをあさってしまう場合があるとされております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 飼い主のいない猫をふやさないためには、無責任か正しい方法かどうかにかかわらず、餌やりをしないということが効果的ではないのかなというふうに考えられます。猫も動物なわけであり、猫が本来持つ、その生存能力に基づいて、みずから餌を探して生き抜いてもらう、そういった環境の中で淘汰

をされていくという過程を経ることが、自然の摂理にかなったことではないのかなというふうを考える次第ですが、この点について市の御認識はいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 猫につきましては、8カ月で大人の猫になるというようなことで、1年に避妊等の手術をしていない場合には、1年間の間に二、三回、1回当たり3匹から6匹の子猫を産むというようなこととされております。そのため、もし飼い主のいない猫、1匹の雌猫が妊娠をした場合には、1年後には20匹、2年後には80匹以上にふえるというような試算がされてるところでございます。このようなことから、私どもといたしましては、そういった外での飼い主のいない猫については、やはり適切に避妊等手術がされた中で、1代限りというようなことで生を全うしてもらいたいというふうに考えております。

また、その餌やりの問題についてでございますが、そこは非常に難しい問題でございますけれども、もし餌がない、いわゆる飼い主のいない猫が屋外を自由に行き来しているときには、餌がない場合には猫同士のけんかとか、あとそれからごみを荒らす、それから場合によっては室内に侵入してしまう、そういった問題も言われているということでございますので、そういったところは非常に難しい課題であるなというふうに認識してるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 無責任な餌やりをなくしていくための手だてとして、啓発活動、周知活動は大変重要なことであると認識しておりますが、そのほかに実効性のある取り組みとして検討できることは何かあるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 無責任な餌やりというようなことで、時間をきちんと守らないとか、それから餌を置きっ放しで周辺を掃除もしないというようなことが、やはり課題として言われてるところでございます。そのため、やはり市といたしましては、適切にそういった市民の皆様には正しい餌やりの方法などについて啓発や周知というようなことで、今より積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市長答弁の中で、避妊等手術助成制度の一部見直しにより、飼い主のいない猫対策の拡充を図っていききたいとありましたが、どのような見直しを考えているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当市の現在の制度につきましては、先ほど課長から答弁いたしましたとおり、21市中、21番目ということで最下位の状況でございます。ただ、当市におきましては、他の議員のときにもお答えさせていただきましたとおり、飼い犬や飼い猫まで対象としているというようなことで、幅広い対象を助成してたというようなものでございます。

先ほど市長から御答弁いただきましたとおり、今後は飼い主のいない猫を中心に、対策として拡充をしてまいりたいということでございますので、他市の助成金額とか、それから対象の範囲、そういったところを他市の状況等を勘案しながら、検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 飼い主のいない猫に対するこの避妊等手術費用助成制度の効果や必要性についてですが、市ではどのように考えておりますでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 飼い主のいない猫に避妊等の手術を行うことは、猫のむやみな繁殖を防ぎ、また発情期における鳴き声やけんかを減少させ、またおしっこのにおいなど緩和させる効果があるとされております。それに伴い、飼い主のいない猫に対する地域の苦情等が減少することが見込まれると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 限りある予算の中で、助成の対象を飼い主のいない猫に絞り補助額を増額、飼い猫については飼い主の責任において対処していただくという考え方もあるのではないかなというふうに思うのですが、市としてそのあたりの御検討はいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 先ほども御答弁させていただきましたし、また今議員からも御指摘がございましたとおり、補助額については最下位でございます。そういったところと、正しく飼い犬や、飼い主には御自分の責任において正しく飼っていただくというようなことを、やはりそれを私どもは進めていきたいというふうに考えておりますので、助成の対象につきましては、やはり議員がおっしゃったように飼い主のいない猫というような形で、対象を絞って限られた予算の範囲の中で補助額を増額するといったことを、検討するというのを考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

最近では、猫に限らずペットを飼われている世帯がふえているというふうに認識をしております。ペットはかけがえのない家族の一員という位置づけとなっている御家族も多くなっていると思いますが、一方で高齢のために十分な世話ができなくなったとか、世話をするのが面倒くさくなってきたというさまざまな理由でペットを手放す方がふえてきているのも事実だと思います。ペットを飼うのであれば、まず飼い主が正しい知識を持って適切に飼育をし、最後まで面倒を見なければならぬという自覚と責任感のもとに飼わなければならないと考えます。

今回の質問は、行政がどの範囲まで手を差し伸べるのか、どこまで面倒を見ればいいのか疑問を払拭し、明確な方向性を見出すことが難しいものではありませんが、飼い主のいない猫についていえば、その数はふえており、何がしかの手だてを講じなければならぬという現実に沿って目的意識をしっかりと持ち、最大限効果のある施策を実施していただくことを期待して、最初の質問を終わります。

次に、子供を犯罪被害から守る取り組みについてでございます。

まず、不審者について、常識に照らして不自然な言動をとるという御答弁がありました。不自然な言動とは、具体的にどのようなことでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 具体的にということですが、例えば同じ場所にずっと立っていて様子を見たりとか、後ろからついてきたりですとか、あと「何か買ってあげる」とか「一緒に遊ぼう」とかですね、唐突に声をかけたりつかんだりすると、そういったことが不自然な言動ではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 不審者による被害として、声をかけられた、腕をつかまれた、また変なものを見せられたといった情報は流れてくるのですが、実際に不審者と遭遇した子供たちがけがをしたとか、車に乗せられそうになったとか、具体的に危険な目に遭ったということはあるのでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） ことしの4月から10月末までの間で、教育委員会などからの報告に基づきまして、安全安心メールを送信した不審者情報は、市長答弁でもありましたが8件でございました。

この内訳だけ申し上げたいと思います。このうち、声をかけられたが4件、露出が1件、腕をつねられたが1件、腕をつかまれたが1件、あと最後にすれ違いざまに液体のようなものを足にかけられたが1件でござい

ました。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 安全安心メールによる不審者情報、8件という御答弁がありました。ここ最近でかなりふえてきているような感じがいたします。不審者情報が流れた後で、こういう方々が逮捕されたとか、確保されたとか、そういった事例はあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 警察署から逮捕に関する情報をいただくことはございませんので、確認はできておりません。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 子供を犯罪被害から守るということを主眼に置いて、まず不審者に関する質問をさせていただきます。私自身、物事には全て原因と結果があるというふうに考えております。不審者の発生を結果とするならば、その不審者が出る原因は何であるというふうに考えておりますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 不審者が発生する原因ということでございますが、まず不審者と犯罪者を正しく区別できませんことから、声をかけられただけで不審者にみなされてしまう場合もあると思いますし、またその者が仮に犯罪動機を持つ場合につきましては、その犯罪の形成にかかわるようなさまざまな要因が考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) その不審者が不自然な言動をとるという御答弁もありました。常識的に不可解な行動をとる目的は何であるというふうに分析しておりますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 不可解な行動をとる目的をどう分析しているかということでございますが、特に分析はしてございません。犯罪動機を抱えた者が、犯罪の実行機会やチャンスがある場合に実行されるものというふうに理解をして対応してるところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 不審者がいなくなる社会、そこまでいなくても、そういった不審者を極力出現させない社会、そういった環境を整えることができれば、子供が犯罪被害に遭う可能性を抑制することにつながると思うのですが、この不審者の発生を抑制するためには、どのような環境が整っていることが重要であるというふうに考えておりますでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 不審者の発生を抑制するためには、犯罪を起こしやすい雰囲気や醸しやすい場所を改善、回避するなどの対策が必要であるというふうに考えてございます。具体的には防犯機器の設置による安全管理や、地域で活動する防犯団体など、学校との連携を図りながら、通学路の安全確保や登下校時の見守りなど、地域で子供の安全を確保する体制が整っていることが重要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。そういった取り組みが非常に重要であるというふうに、私も考えております。

過去の状況から、そういった不審者が出現しやすい場所、あるいは時間帯というのはあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 警視庁の統計ですと、児童・生徒に対する被害の多発時間は、午後2時から午後6時というふうになってございます。ちなみに、先ほど申し上げました10月末までの8件の不審者情報による時間帯と場所につきましては、午後1時30分から午後5時ごろまでの下校時と、あと午後9時ごろでござい

した。場所につきましては、特定の地域はございませんで、みんな路上でございました。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 防犯カメラについてですが、防犯カメラの設置について、警視庁が設置したものが25台、自治会が2台、そして教育委員会が小学校の通学路に、平成27年度と28年度の2カ年で50台の設置を進めているとの御答弁がありました。他市の状況というのはいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 26年度末になるんですが、26市を調査したものしかございません。これによりますと、市が設置している防犯カメラは、14市で1,530台でございました。ただし、市庁舎などの公共施設内に設置されたものも含んでおりますので、いわゆる街頭カメラのようなものについては把握できてございません。以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ほかの市の台数というのは、例えば多い市でどこが何台というのは把握していないのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 申しわけございません。今ちょっと手元に資料がございませんので、今御答弁できません。済みません、失礼いたします。

○10番(根岸聡彦君) わかりました。

防犯カメラの設置について、1台当たりにかかるコストというのはどのくらいなのでしょう。また、国や都からの補助制度というのはあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防犯カメラ1台当たりのコストにつきましては、今進めてる教育委員会で設置してるものにつきましては、約30万円ということでございます。補助制度につきましては、現在のところ市では対応してございませんけれども、自治会や商店街などの地域団体が設置する場合に、都の制度として、都が2分の1、市が3分の1、地域団体が6分の1というような、また防犯カメラが、1台、月60万円を限度とする制度は一応ございます。なお、設置後の電気料など、維持管理費についての補助制度はございません。以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) その防犯カメラを設置するための条件というものは何かあるのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防犯カメラの設置条件でございますが、設置する場合につきましては、まず周辺住民の利用に対する理解が不可欠だと考えておりますし、それ以外にプライバシーに関する配慮や、防犯カメラを設置していることを周知するための表示、それから撮影された映像の厳重な管理、あと管理責任者を決めまして責任の所在を明確にすることといったことが、必要になるというふうに考えてございます。以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

恐らくそういったところが、防犯カメラ設置に対する課題になるのかなというふうに思います。過去にその防犯カメラを設置する際において、近隣住民、その設置する近くの地域住民から、プライバシーの問題で反対をされた経緯というのはあるのでしょうか。もしあるならば、どのようにして解決をされていったのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○学校教育課長(岩本尚史君) 通学路の防犯カメラの場合でございます。反対というわけではございませんが、住宅に近接している電柱に設置をお願いする際に、設置の趣旨につきましては御理解をいただいているんですが、角度を調整しても、どうしても住宅の一部が映り込むということがございまして、別の場所に変更した事例が

ございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 防犯カメラの設置に当たりましては、警察との連携、協力体制が欠かせないというふうに思うのですが、過去においてはどのような連携、協力体制をとっていたのでしょうか。

○学校教育課長(岩本尚史君) こちらも通学路の防犯カメラの例でございますが、設置に当たりましては候補場所の選定の際に、東大和警察署に相談をさせていただいております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 現在市として、新たに防犯カメラの設置は検討しているのでしょうか。もし検討しているというならば、いつまでに、どの地域に対して、どの程度の検討をされているのか。また、もし検討していないというのであれば、その理由はどのようなものなのでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 防犯カメラの設置を検討する場合に、犯罪やトラブルが相当程度に発生する蓋然性が必要だというふうに考えてございます。ことし4月からの不審者情報の発生場所が皆、路上でございました。このことを考慮すれば、市として防犯カメラを設置する場所は、基本的には路上という形になると考えます。今現在、路上につきましては、小学校の通学路や中学校への防犯カメラの設置として、教育委員会が進めているということでございますので、とりあえず現行では、今後新たに市としての防犯カメラを設置する予定はございません。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

今回、子供を犯罪被害から守る取り組みとして、1つは不審者について、もう一つは防犯カメラについて質問をさせていただきましたが、子供たちの周囲に潜む危険として、ほかにもどのようなものが考えられるのか、またそれらに対する対策として、さきに御答弁をいただいたこと以外で市が取り組んでいること、またそれらに対する課題等、総括的なところで御答弁をいただけますでしょうか。

○教育長(真如昌美君) 子供たちを犯罪被害から守る取り組みといたしましては、先ほど御質疑をいただいております。そのほか、子供たちの周囲に潜む危険として考えられるものとしては、インターネット、あるいは携帯機器を通じたトラブル、そういった中での犯罪、そういったものが考えられます。これらにつきましては、先ほど答弁にもありましたとおり、学校と東大和警察とが連携、協力して行うセーフティ教室の中での指導、あるいは教育委員会と学校が支える生徒会の自主的な取り組みなどにも、今現在、期待しているところであります。さらに、年1回ではありますけれども、武蔵村山市教育委員会、武蔵村山市立の小中学校、都立の高校、私立の高校、それから東大和警察署などが一堂に会しまして、学校と警察との連絡会などを通して、幅広く情報交換をしているところであります。今後も学校、保護者、地域、関係機関が連絡を密にとりながら、過去の事例も参考にして子供たちを犯罪被害から守るということに取り組むとともに、子供たちにはみずから犯罪や被害から身を守る行動力、そういったものを身につけていけるように育ててまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 御答弁、ありがとうございました。

子供を犯罪被害から守る取り組みとして、確かにセーフティ教室、非常に有効な取り組みだと思います。セーフティ教室については、また次回以降に譲りたいと思います。

最近、やはり安全安心情報メールで、不審者情報の送られてくるケースが非常にふえてきているように感じております。日本一子育てしやすいまちというのは、やはり日本一子供の安全が守られているまちというふうには言い換えることもできるのではないかと思います。不審者対策が子供を犯罪被害から守る全てではありませんが、一つ一つ子供に降りかかるリスクを取り除く、あるいは軽減していく取り組みというのも、これは即効性を求めることは非常に難しいかもしれませんが、徐々に成果を発揮していくものと考えております。

防犯カメラにつきましても、とある数%の話ですが、建物のあらゆるところ、更衣室の中にまで「防犯カメラ作動中」という張り紙が張られているところがありました。私がスタッフの方に、「更衣室に防犯カメラがあったら、逆に大問題になるんじゃないですか」と尋ねたところ、その方は、この張り紙の趣旨は、建物内のどこかにある防犯カメラが作動しているということで、張り紙の中での場所は特定していないから大丈夫だという説明がありました。行政の立場で、そういったことが許されるかどうかという問題はありますが、不審者にとりましてはカメラに監視されているということは、大きな抑止効果を生み出すということも考えられるわけでありまして、プライバシーの問題といった課題があることも重々承知しておりますが、柔軟な発想に基づく取り組みというのも今後研究し、御検討いただくということを期待して、2つ目の質問を終わりにしたいと思います。

最後です。マイナンバーカードについてであります。

マイナンバーカードの発行に、目標を設定しているとのことでしたが、カード発行に関する都や国の動きはどのような状況なのでしょうか。

○**市民部長（関田新一君）** マイナンバーカードの発行に関します都や国の動きということでございますが、カードの発行に関しまして、国は平成31年度末までに8,700万枚を交付するという目標を設定しているところでございます。この発行枚数につきましては、全人口の3分の2ということに相当するという枚数でございます。また、東京都につきましては、カードの発行に関します国からの情報を市のほうに伝えるということとはしてございますが、東京都として特に目標を設定をしているということとはございません。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** ありがとうございます。

恐らくその8,700万枚という全体目標というところで、市として3分の2でしたっけ、6割でしたっけ——の発行を目標とするということにしているんだと思いますが、カードの発行枚数がふえることによる市のメリットというのは何かあるのでしょうか。

○**市民課長（山田茂人君）** 市に対するメリットにつきましては、カードの発行枚数が増加することに伴いまして、その住民票等のコンビニエンスストア交付事業の利用者が増加することが想定されます。そして、その結果として、窓口業務のより効率的な運用が可能となるということと認識してございます。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 現在のそのマイナンバーカードの発行について、他市の状況というのはどのようになっていますでしょうか。

○**市民課長（山田茂人君）** 他市の状況ということでございますが、多摩地区の26市に関して申しますと、現在の自治体もカード発行の枚数が、各自治体の目標枚数ほどは伸びていないという状況であると認識してございます。全国的に見ましても、同様な状況であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市民に対するそのメリットとして、利用価値に関してですが、3点ほど市長答弁の中で述べられておりました。まず写真つきの身分証明書ですが、これを利用したい人が、利用したいというふうを考えている人がどのくらいいるのか、運転免許証や健康保険証が身分証明書として広く使われている現在において、新たな身分証明書を求める方がいらっしゃるのか、これがちょっと大きな疑問を残すところではあります。また、電子証明書としての利用については、まだまだ普及までに相当な時間を要するのではないかと考える次第であります。

3番目のICチップの空き容量の利用に関しては、市民にとって有益なものとなるための有効活用ができる可能性が多分にあるのではないかとというふうに考えております。そういったことを踏まえて、現在の利用価値というものをどのように認識しているのか、教えていただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） マイナンバーカードが、普及が進まない理由としましては、やはりまだ効果が実感できないのではないかとというふうに認識をしております。国におきましては、マイナンバーカードの普及に向けまして、全国の自治体に対して証明書等のコンビニ交付の活用や、また平成29年7月から導入される予定のマイナポータルの積極的な検討等ということで、促しをしております。マイナンバーカードの活用につきまして、さらにこれからのような事例が示されまして、拡充されるものと認識をしておりますけれども、市の今の時点におきましては、証明書等のコンビニ交付の導入をしておりますので、まだ現時点での利用価値としましては、限定的だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

マイナンバーカードの利用価値の向上に向けた条例の制定という御答弁があったと思いますが、その条例の制定に関しては現在どのような状況になっているのでしょうか、スケジュール感等もあわせてお示しをいただければと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） ICチップを活用しました行政サービスを展開する場合には、条例の根拠が必要になるということで番号法に定められてるところでございます。現在、市としましては、国などの検討内容について情報収集をしておりますので、そのような状況でございますので、スケジュール感につきましても現時点ではお示しすることはできないような状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

今後の施策への活用に関してですが、かなり詳細に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。引き続き国の取り組みについて情報収集をし、研究をしていきたいとの御答弁でしたが、今までの情報収集の結果、国や都、あるいは他の自治体の取り組みの中で、これは当市にとっても使えるというようなものは、何か見つかっておりますでしょうか。また、それはどのような事例でしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国の取り組みの例になりますけれども、国では平成29年7月からマイナポータルの本格的な運用を予定しております。このマイナポータルですけれども、インターネット上において利用できるものでありますけれども、自分のマイナンバーを含んだ情報につきまして、各行政機関が所有しているものや、各行政機関の間でやりとりしている内容について確認ができる機能があります。また、行政機関から個人に向けたお知らせのサービス機能などについてもしております。また、加えまして、子育てワンス

トップサービスということで、そのマイナポータルから利用できるものがあるんですが、子育てに関する行政サービスの検索や、オンライン申請ができるサービスが行えるように準備を進めているところでございます。このマイナポータルにアクセスするときに、電子証明書を搭載しましたマイナンバーカードが必要になりますので、その利用が進みますと、マイナンバーカードの活用が図られるというふうに認識しております。さらに、それを活用することによりまして、市民サービスの向上が図られるということを考えております。

また、他の自治体での活用の事例ですけれども、印鑑登録証や図書館の利用者カード、あるいは職員の出勤カードなどの利用などの例が挙げられております。ただ、マイナンバーカードを活用しました取り組みにつきましては、さらに拡大していくことが考えられますので、今後、市としましては市民サービスの効果や経費を考慮した上で、何を取り入れるか検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） せっかく市民に対して広げていこうとしているマイナンバーカードですので、市民の方々が持っていてよかったと思われるようなカードにしていただきたいと思います。市民の方々が持っていてよかったと思われるカードというのはどのようなカードなのか、現時点でイメージしているものはありますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） マイナンバーカードを持っていて、利用できるサービスというのは、現在ですとマイナポータルへのアクセスの活用だったり、公共施設等の利用者カードなど、あるいは民間活用によります取り組みなども進んでおりますけれども、一番、市民の皆さんにとってよかったと思えるのが、そういういろんなサービスが1枚のカードでできることではないかというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

さまざま御答弁をいただきましたが、もう一度、その市民サービスの向上に寄与するマイナンバーカードの活用、具体的にどのような形での利用を検討しているのか、活用の具体的内容、またその実現に向けたスケジュール感等々、あわせて再度、御答弁をいただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず直近で対応しなくてはいけないと考えているのが、先ほど申し上げました平成29年7月から運用が始まりますマイナポータルへの対応だと考えてるところでございます。このマイナポータルの構築につきましては、国において行うところですが、その中で提供する情報は各自治体で準備することになっております。また、情報システム上の環境整備も必要になりますので、その対応が必要になっております。現在、国から徐々にこの情報が来ているような状況でございますので、まずその情報をきちんと把握した上で、平成29年7月の運用におきまして、庁内で検討して準備を進めてまいりたいと思っております。

また、それ以外の市が独自で行うような行政サービスでございますけれども、まだまだこの活用事例というのが、これからどんどん拡大していくのではないかとというふうに認識しておりますので、その辺の情報収集をしまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

マイナンバーカードにつきましては、存在に関する周知というのは一定されていると思いますが、市民にとっての利用価値という点については、まだまだこれから整備していかなければならない課題が多々残されて

いるように見受けられます。発行枚数に目標を持っているということは、確かに国としての目標がありますけれども、行政としては珍しく普及に力を入れているという感じがいたします。ただ、市民目線に立つならば、市民にとってどのような付加価値がつくと利便性を感じてもらえるのか、カードを持つことでどのようなサービスが求められるのか、どのようなサービスが得られるのか、免許証やクレジットカードよりも安全で使い勝手のよいカードというのは、セキュリティーの観点からどのようなプロテクトがされるべきなのか等々、今後さまざまな角度から研究を重ねていただきたいと思います。カードがないと不便に感じるということよりも、広く市民の方々がそのカードを持っていてよかったと感じられるような、また持ちたくなるような施策を考案し、実施されていくことを期待して、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 床 鍋 義 博 君

○議長（関田正民君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が一般質問させていただく項目は、大きい項目で4つございます。

まず第1に、3市共同資源物処理施設について。

①3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会について。

②建設費用及び維持管理費について。

③廃棄プラスチックの処理及びリサイクルについて。

大きい項目の2番目としましては、中高生の学習スペースについて。

①図書館での取り組みの現状と今後について。

②学校、公民館、市民センター等の活用について。

大きい項目の3つ目として、ドローンの活用について。

①防災、観光等での活用について。

大きい項目の4番目として、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業について。

①制度の趣旨と検討課題について。

②財源について。

③パブリックコメントについて。

④先行自治体の研究についてです。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、（仮称）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会についてであります。小平・村山・大和衛生組合では、（仮称）3市共同資源物処理施設生活環境影響調査の意見書に対する見解をまとめ、公表を行いました。また、施設整備地域連絡協議会に対しましては、平成28年10月15日に説明を行ったところであります。今後も施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体で一致して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、（仮称）3市共同資源物処理施設の建設費用と維持管理費用についてであります。小平・村山・大和衛生組合では、平成28年11月22日に開催しました組合議会11月定例会において、平成28年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算が可決されたことにより、建設費の予算が25億9,200万円になっております。また、維持管理費につきましては、1年間で約2億円から2億4,000万円と説明を受けております。

次に、廃棄プラスチックの処理とリサイクルについてであります。容器包装プラスチックとペットボトルにつきましては、収集後、選別及び圧縮等の処理を経て、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しを行い、再商品化することとしております。また、プラスチック製品につきましては、収集後、小平・村山・大和衛生組合において、破碎等の中間処理を行い、焼却をしております。

次に、図書館における中高生の学習スペースの現状と今後についてであります。図書館では児童・生徒の長期休業期間等に合わせ、中央図書館の会議室を自習室として開放する試行を行っております。今後につきましても、継続して実施してまいりたいと考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、中高生の学習スペースの学校、公民館、市民センター等での活用についてであります。市民センターや地区会館のロビー等には、テーブルや椅子を設置しましたスペースがあります。どなたでも利用できる施設ですので、他の利用者と共用しながら学習スペースとして利用することも可能であると考えております。学校及び公民館における活用につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、防災や観光等でのドローンの活用についてであります。ドローンに関しましてはさまざまな分野での活用が進められてる一方、平成27年4月に首相官邸屋上に落下したものが発見されて以来、全国各地での事故が報道されております。このため、平成28年10月にあきる野市をみずから訪問し、説明を受け、実際に操縦も体験してまいりました。行政としては、防災や観光等の活用の可能性がある一方で、落下による事故やプライバシー保護等の課題がありますことから、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業における趣旨及び課題についてであります。本事業の趣旨は、各市町村の地域の実情に応じて、多様な介護サービスを提供することにより、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な自立支援を可能にすることを旨とするものであります。課題につきましては、新たな介護人材の確保やサービスの質の確保、向上等であると考えております。

次に、財源についてであります。介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法に基づく地域支援事業の一環として実施されるものであります。財源構成につきましては、国が25%、都道府県が12.5%、市町村が12.5%、第1号被保険者が22%、第2号被保険者が28%となっております。また、事業費には上限額が設定されており、上限額の枠内で事業を実施する必要があるとされております。

次に、パブリックコメントについてであります。平成28年9月20日から10月19日まで、介護予防・日常生

活支援総合事業案に関するパブリックコメントを実施し、3名の方から合計10件の御意見をいただきました。平成28年11月15日から、市公式ホームページに御意見に対する市の見解を掲載しております。

次に、先行自治体の研究についてであります。市では毎月1回程度、立川市が主催する介護予防・日常生活支援総合事業に関する意見交換会に出席し、情報収集に努めております。意見交換会には、既に総合事業を開始した立川市、国分寺市、国立市、日野市のほか、本市と同じく平成29年4月から事業を開始する昭島市、武蔵村山市が出席しており、先行自治体の取り組みについての情報を収集するとともに、課題等の共有を図っております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館における中高生の学習スペースに対する取り組みについて、御説明をいたします。

まず現状についてであります。平成27年12月から生徒等の長期休業期間に合わせ、中央図書館2階の会議室を自習室として開放する試行を行ってまいりました。ことしの夏休み期間中に試行した際の利用者数は、定員18人のところ1日平均5.5人でありましたが、徐々に利用者数はふえてきております。なお、自習室の試行につきましては、本年12月と来年1月の土曜日と日曜日及び図書館の休館日を除いた冬休み期間においても、中央図書館会議室で実施しております。

次に、学校と公民館の活用についてであります。現在、学校におきましては日常的に自習室として活用しているスペースはございませんが、各学校では個々の自主的な学習に対して個別に対応している状況でございます。中学校においては、長期休業中や定期考査前の期間におきまして、先生方に質問したり自主的に学習したりできる環境を整えております。一部の学校では、夏季休業中に自習室として図書室を開放しておりますが、同様の取り組みが他校でもできるかどうか、校長会と連携を図ってまいります。中央公民館では、夏休みみんなでつくる遊空間事業におきまして、イベントのほかに自習コーナーを設けております。また、市内5館の公民館に設置されているロビーは、日常的に市民の広場として開放しておりますので、児童・生徒が自習することは可能であります。さらに、狭山公民館、蔵敷公民館の図書室では、児童・生徒が自習することができますし、実際に子供たちが勉強している姿も見られます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

再質問につきましては、大きい項目の中の小さい項目は順不同で質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず3市共同資源物処理施設についてですけれども、これ毎回の質問で、冒頭でさせていただいておりますので、またお聞きしますけれども、毎月1回以上のペースで行われている3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会、以下、協議会と呼ばさせていただきますけれども、この中で周辺住民の代表の方が参加されておられます。もう既に35回ほど行われておりますけれども、この中で周辺住民の方の合意の状況はいかがでしょう。全体として得られているのか、得られていないのか。

よろしく申し上げます。

○環境部長（田口茂夫君） ここ何回かの定例会におきましても、同様の御質問をいただきまして、状況等を御

答弁させていただいておりますが、現在の状況も大きく変わっていることはございません。桜が丘用地から半径800メートルの地域の中に、自治会、マンション管理組合等は約44団体あるというふうに見ております。この協議会におきまして、参加の意向を示している団体が約20団体ほどあるというふうには組合から聞いてございます。現実的にこの協議会に、毎月1回開催はされておりますが、協議会に参加されている団体は、ここ1年ほどですかね、12から13団体というふうに見ております。この12から13団体の協議会に参加されてる団体にあつては、御理解をいただいております方もおられますが、施設建設に反対の意見や環境への不安の意見をお持ちの方が多というふうな状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 正確な答弁、ありがとうございます。

私もそのように認識しておりますので、引き続き市長の御答弁でもありましたとおり、市民の理解を求めていくといったことに関しては、これまでと変わらず行っていただきたいと思いますが、その点についてお願いします。

○環境部長（田口茂夫君） 4団体におきまして、地域連絡協議会、こちらにおきましても真摯に答弁はさせていただいているというふうには認識はしてございますが、市民の皆様方からいたしましては、適切な回答がないというふうな御意見もいただいておりますが、引き続き対応はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 真摯な答弁を行っているときもありますけれども、前回述べたように、そうじゃないときも結構ありますので、そのあたり、そういうことが1回でもありますと、せっかく真摯に答弁を続けることが全て台なしになってしまいますので、常に真摯な態度で臨んでいってほしいというふうに要望させていただきます。

そういったことも考えると、合意を得られてないまま建設をすることにならないように、要望をしておきますけれども、今回、地域連絡協議会で住民の合意が得られているわけでもないというふうには認識をされているにもかかわらず、衛生組合が東大和市に対して都市計画決定の手続に入るように要請をしております。周辺住民の合意が一向に得られてないにもかかわらず、手続だけがどんどんどんどん進んでいくという状況は、非常におかしいと思うんですけども、全くもってこの住民の感情というか、合意というものを得られてない状況で、地域連絡協議会の存在そのものを無視した形になってんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 施設整備地域連絡協議会、こちらにつきましては設置の目的が、施設建設に当たってのための場という形で設置をさせていただいております。したがって、その中で反対の意見を言っただけでは困るというわけでは当然ございませんので、私たちもその中で丁寧に対応していくというところで臨んでるわけですが、従前からこの3市共同資源化事業、こちらにつきましてはスケジュール予定ということで御提示のほうをさせていただいております。これにつきましては、市民説明会も含めた中で、過去に実施してきたわけでございます。その流れのもとで、今回、衛生組合のほうから都市計画決定の依頼を受けたという、そういうところの状況でございますので、その進捗状況につきましては、今後、地域連絡協議会、そちらのほうにも丁寧な説明を行うとともに、3市市民の方にもあわせて説明を今後は行っていくと、そういう形で考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 地域連絡協議会で反対の意見を言うてはいけない、確かにそのとおりで、もともと設置するものとして、前提で設置をするものとして設けられた協議会だというふうにおっしゃってます。確かに文言はそうなってますけれども、実質上、それでは住民の人たちがどこで反対をしたらいいのかというところがなかったので、結局のところその場に参加をして意見を言うしかないなというところで、ある意味、やむを得ずと言ったらなんですけども、そういった意味で結構参加されてる方って多いと思うんですね。実際そのように認識してると思うんですよ。

その中で、ある意味、真摯な御説明をしていると言いながらも、そうじゃないときもあって、なかなか住民の理解が、ある一定のところまでいってない状況の中で、やっぱりそこはこう、いかにスケジュールを示したからといって、スケジュールがあるから住民の意向を全く無視するということは、あり得ないんじゃないかなと思うんですけれども。これ今後この先、もしですよ、何回も何回も続けていっても一向に今の状況と変わらないというふうになったとしても、これはスケジュールだから淡々と進めるんだなって、そういう意味合いにとってよろしいんですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 建設、もしくはこの事業に反対だという御意見をお持ちの方の声を聞く場というのは、常日ごろ私どもの職場のほうで、そちらは対応してるというふうには認識しております。したがって、協議会の場でということもございますし、適宜、ごみ対策課の具体的には窓口、こちらのほうでお問い合わせ等をいただく中で、対応はさせていただいておりますし、また今後も対応していく形を考えております。したがって、議員がおっしゃられますスケジュールありきだという点につきましては、この事業につきましの必要性、ここをもっともっと私たちは訴えていきたいと思ってるわけですが、やはり将来的には焼却炉の建て替え更新というものを見据えておりますので、安定したごみ処理事業に資するためにも、私どもは予定を含めた中でスケジュールを立てて、それを皆さんに提示しながら事業展開をしていくというふうを考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 安定的なごみ処理に関しては、私、全然反対してるわけではなくて、そのとおりだなというふうに思っております。ただ、焼却炉の更新と、この廃プラの施設の問題を、こう一体だというふうは無理やりしている感があるので、それは多分違うかなと思います。それは今まで何度もこの場で議論してきたことなので、あえてここで繰り返して述べませんけれども。

ちょっと時間もあれなんで、次の質問に行かせていただきますが、3市共同資源物処理施設、以下、廃プラ施設と呼ばせていただきますけれども、この建設費については、これまで何度も質問させていただきました。ここ数年の推移ですね、直近、五、六年の推移にすると、例えば2014年、二、三年前ですね、2014年の基本構想では幾らになっておりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 平成26年9月に作成いたしました基本構想、こちらのほうでの事業費につきましては、当時、13億2,000万円という形で見込んでおります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この金額が、ことしの2月の実施計画では幾らになったでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 18億7,920万円という形になっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この18億7,000万円……約ですね。たった2年間の間に、5億円以上ふえております

けれども、このような金額になった経緯、どのような理由なのか教えてください。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 平成26年の9月に作成しました基本構想、こちらのときの13億2,000万円、こちらにつきましては当時、過去10年以内に竣工した類似施設、まあ類似施設といいますが、施設規模といたしまして日量10トン以上の8施設を抽出し、その建設工事の実績額、そちらのほうを単価として設定するという考えのもとで作成しております、そのときの施設規模といたしまして、トン当たり単価が2,400万円から7,500万円という形で幅がございました。したがって、平均単価をおよそ4,600万円という形でとり、積算した結果が13億2,000万円という形になっております。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** その13億2,000万円のときの単価はわかったんですけども、それが18億円以上になったという、その乖離ですよね。それがなぜその2年間の間に、こういうふうになったのかということをお教えください。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 18億7,920万円、こちらことしの2月の実施計画の数字でございますが、こちらにつきましても委託で作成をしているわけですが、委託会社の土木積算を初め、機械、電気設備、そちらの積み上げによって18億7,920万円になっているものでございます。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** それでは、ことしの10月3日で、衛生組合では新たに業者から見積もりが出ていると思います。要は2月からですから、8カ月くらいたってからですね、なってからですね、その見積額は幾らというふうに示されたでしょうか。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 見積もりが出たのは7月だと思われます。7月4日までという形で、衛生組合のほうで提案図書作成条件書に基づいて指名参加登録業者、そのうちのプラントメーカーになるわけですが、それでそちらのほうに衛生組合のほうで依頼を行い、上がってきた金額というのが、およそ30億円から40億円というふうに私どもは報告を受けております。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** その後、今度、11月16日の衛生組合議会で、再度、建設費用の見積もりが示されましたが、それは幾らになったでしょう。

○**ごみ対策課長（松本幹男君）** 今の恐らく組合議会のお話かと思いますが、25億9,200万円という形に建設費用はなっております。

以上です。

○**21番（床鍋義博君）** この費用が、ことしになってから非常に値上がってますね、18億7,900万円から25億9,000万円というふうになってます。土地の30億円から40億円というのも非常に疑問なんで、本当はその資料も、どうしてそういう金額が出てきたのかというのは欲しいんですけども、まあないと思うので、これは別に要求しませんけれども、少なくとも今直近で出ている25億9,000万円について、なぜこの18億7,900万円からここまで、1年もたっていないのにもかかわらず、このような金額になったのでしょうか。

○**環境部長（田口茂夫君）** 衛生組合の議会で説明された内容ということで御理解をいただければと思いますが、衛生組合では大きく3点の理由を挙げて説明をされております。

1点目は、土木建築関連といたしまして、東日本大震災の復興関連工事事業に加え、首都圏においては2020年の東京オリンピック・パラリンピックを前にしたマンション、オフィスビル、ホテル等の建設ラッシュが続

いております。このような状況のもと、建設事業者のプラント建設、特に制約事項が多いごみ処理施設に対する受注意欲は弱く、プラントメーカーが建設事業者を確保することが難しい状況となっていると。このため、プラントメーカーから提出のあった土木建築工事の見積額は、人材確保、資材の値上がりのリスクを見込んだものとなっており、当初の見込みと大きな乖離を生じたものである。以上のことから、高い環境性能を維持しつつ、建築費縮減のため延べ床面積の縮小を図ったが、ごみ処理施設の土木建築工事の単価の増加が著しく、当初予算を大きく上回ることとなったと。この中で、平米単価がおおむね倍ぐらいになっているという説明と、先ほどの説明の中の延べ床面積は5,260平米から3,680平米に縮小は図っているというふうな説明もされております。

また、大きく2点目としまして、環境対策関連といたしましてVOC——揮発性有機化合物ですね、悪臭、騒音及び振動に対する環境性能を初めとする施設の使用水準、性能保障が高度であることに加え、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会における要望事項などを実現するために、建設費積算後に仕様を追加、こちらの追加した内容は遮蔽壁ですね、電光表示装置などをしたことを十分に当初予算に反映されていなかったと。

また、大きく3点目としまして、管理運営の効率化関連といたしまして、施設稼働後の管理運営、メンテナンスの関係でございますが——にかかる人件費の縮減や作業に対する効率化と安全対策を目的として、処理系列等の仕様を向上させたことから、機械配管電気工事経費が当初予算の見積もりから増額となったというふうな内容の説明がされております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今御答弁があった中で、東日本大震災の復興関連工事需要に加えて、首都圏において2020年、東京オリンピック・パラリンピックを前提としたマンション、オフィスビル、ホテルなどの建設ラッシュがあって、特に制約事項の多いごみ処理に対する受注意欲は低くというふうに御答弁をされていましたが、これってことしの2月からこの10月、11月の間に起こったことではないですよ。もともと東日本大震災、2011年ですから、そもそもこの2月に積算したときに、これは織り込み済みじゃないですか、オリンピックだってその前に決まってるわけですから、それからのふえた理由としては全く当たらないんじゃないかなと、それを理由にされても困るわけですよ。こういうふうに、お金に関して細かく言うのは、何かこう、すぐ業者が受注意欲が低いから高どまりになったというのを、そのままのみにして、じゃ高いまま発注してもいいもんだらうか。30億円、40億円になったときの積算根拠というところも示されてませんし、その後、1カ月くらいの調整で、7月だから三、四カ月あったのか、そのぐらいの調整で26億弱になったというのも非常に不思議な感じがします。

細かい点等を見ていくと、増額した理由のところを見ていくと、これそもそもことしの2月に織り込み済みならずなものが結構出てるわけですよ。VOCの除去についても、地域整備連絡協議会で、これ何度も何度も一番強く住民の方が要望してる事項だから、ことしの2月にそれが反映されてないというのは全くおかしい話ですし、プラットホームの出入り口の気密性の高い方式だって、エアカーテンの話なんかもうとっくの前に地域連絡協議会の中で出ている話です。これ一つ一つ見ていくと、ほぼほぼ、ことしの2月に積算されたもので網羅されてなきやいけないことが増額要因として出ているわけですよ。これはなぜですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 本年2月に作成しました実施計画、こちらのほうに盛り込んでいるにもかかわらずダブっているという点につきましては、メーカー提案を受けたことで、よりいいものがわかったという部分があって見直しをしておりますので、実施計画の際に見込んでいても、やはり当時、コンサルを使いまして委託

でつくっておりますので、具体的なプラントメーカーから、それを上回るような性能のものが出たということ  
で、ここは変更をかけてるといふふうに説明を受けております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） いや、それにしても金額が、1億円、2億円も大きいですけども、18億7,900万円  
から25億9,000万円になっているわけですよ。幾らスペックが上がったとはいえ、たった1年以内にこんなに  
違うってことってあり得ますか。それって、逆に言えば最初に積算したコンサルが無能だったんじゃないです  
か。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 私ども衛生組合のほうから受けている報告でいきますと、本年2月に作成しま  
した実施計画、こちらは先ほど来、言っていますが、委託で実施したわけですが、その際に、コンサルのノウ  
ハウとか積算で積み上げた形になっております。したがって、2月の作成時にメーカーヒアリングを行っ  
て、実勢価格的なものを調べるということ、2月に作成した計画の中ではしてないということで、衛生組合  
から報告を受けております。したがって、今回、7月に入りましてメーカー提案を受けたことで、具体的  
なプラントメーカーからの提案に合わせた見積もりというのを提示していただく中で、乖離等の部分がわかっ  
てきたというところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 積算するときに、実勢価格を見ないってあり得ないじゃないですか。そこがおかし  
いって言ってんですよ。

今後、もしこれが通るんであれば、この予算の根拠というものが全くわからないじゃないですか。これまた  
時期が、例えばまた1年ぐらいたったときに、また金額が上がりましたといったときに、じゃその理由は  
また尋ねたときには、また実勢価格をというふうに言ってしまうんでしょうか。そうすると、どんどん  
この金額が上下するのも疑問ですし、短期間の間にね、それに対する根拠が示された資料でも非常に薄い。  
薄いです。増額した理由の中に、もう一つ、諸経費というのがあります。諸経費が4億円から大体5億6,000  
万円くらいあって、1億6,000万円くらい上がっていて、増額した理由が直接工事費が増となることに伴う  
増ってあるんですよ。これ何ですか、これは。

○ごみ対策課長（松本幹男君） まず最初のほうの冒頭の質問にございました、今後金額が上昇するんではない  
かという懸念のお話ですが、そこにつきましては、まずはないという形で申し上げたいと思います。なぜか  
といいますと、衛生組合のほうでプラントメーカーと、複数社ございましたので、仕様書のすり合わせ等、ヒア  
リングを行っております。したがって、私どもも金額の乖離が余りに生じてしまってること、また余りに  
金額が高いほうに上がっていることについては、意見等を言わせていただいているところでございます。そう  
いった中で、また時間がたつことで金額が上昇しましたと言われては、私ども東大和市としても、それは困る  
という部分がございます。しかし、つくるからには性能の維持も一方では必要だということで、トータルで  
考えたいというのが私どもの立場でございますので、そこについては念押しをさせていただきまして、それが  
ないという上での今回の追加補正で、衛生組合議会で予算額を追加したというふうに、私どもは報告を受け  
ます。

また、年内中に入札行為を進めるというふうな事務も聞いておりますので、年内の入札事務を行う上で不調  
になることがないという前提で補正予算を組むという形で聞いております。したがって、金額はこの枠の  
中でまずは進むものというふうに、私どもは認識しております。

あと、次の諸経費の御質問でございますが、こちらにつきましては一般的な自治体が行う積算の上において用いるものになっておりまして、土木建築工事、機械配管電気工事、解体工事、これらの金額に応じた中で必要となるであろう経費について一定割合を見るということで、諸経費のほうを見ております。したがって、それぞれの工事金額が上昇したことに伴いまして、こちらも同じ割合を掛けるわけですが、比例して諸経費も上がったということでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 一定割合を掛けるということだったんですけども、やはりこれ詳細な項目がないと、急に諸経費が1億6,000万円上がって、「はい、そうですか」というふうには判断できないと思います。特に解体工事なんかは補正額ゼロですから、予算額上がってないですから。今解体工事の話しましたが、それは抜かなきゃいけないわけですよね。そういうことも含めて、一つ一つの金額が上がっていくことに関して1行で済まされて、その1行が1億6,000万円の増額に対する説明であるのが、非常に判断のしようがない。もともとこのぐらいの金額で、このぐらいの人員費が上がったからこうなりましたよというような資料があれば、こちらも「ああ、なるほどそうだな」って思うんですけども、今示されてる資料では、そういったことが一切ないので、今後、予算等で示されていくと思いますけれども、細かいそういったものがなければ、この件に関しては積算根拠が不明であるので判断はできないというふうに判断をさせていただきます。

質問ちょっと変えますけれども、現在、仮にもうこれ以上、上がらないという話だったんですけども、それでも当初の基本構想からは倍になってますよね。こうなったら基本的に東大和市の建設に関する負担と、あと維持管理、先ほど2億円から2億5,000万円というお話でした——を考えると、大体年に東大和市はどれぐらい負担をすることになるんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 本年、平成28年の第1回定例会におきまして、コスト比較というもので床鍋議員の一般質問にお答えをさせていただいておりますので、その当時は平成26年度決算ベースで試算をさせていただいておりましたが、現時点では平成27年度の決算ベースが出ておりますので、そこら辺を参考にさせていただきながら試算をさせていただきます。衛生組合議会の先ほどの答弁の中でも、11月定例会に補正予算の内容ですと公示価格が25億9,200万円、財源内訳といたしまして、国からの交付金が約7億6,022万円、起債のほうは16億170万円などというふうに記載がされております。また、維持管理費につきましては、年間約2億円から2億4,000万円と見込んでいると組合から説明をされております。これを、これらの内容をもとに、先ほどお話をしましたとおり、平成27年度の搬入量割合などをもとに、現在の衛生組合の負担割合に当てはめ試算をいたしますと、年間約7,760万円から8,680万円程度になるというふうに見込んでございます。平成27年度の容器包装プラスチックの委託料及び暫定施設での処理を行っておりますペットボトルにつきましては、消耗品や光熱費など、ちょっとそういったものは含んでおりませんが、2品目の処理の経費が約6,570万円ほどと試算をさせていただきます。こちら先ほどの数字との乖離としますと、約18%から32%の増負担というふうに見込んでございます。先ほどお話をさせていただきましたように、平成28年第1回定例会の質問の答弁から、約650万円から約690万円の負担増になるというふうに試算をしているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。

今現在の試算でも、18%から32%増になると。今後、プラスチックの処理が変わって、例えばすぐく市民意識が高くなって、プラスチックなかなか、なるべく使わないようにしようというような、これは市長も拡大生

産者責任ということで非常に私と同意見だと思うんですけども、そういったことが進んで減っていった場合に、基本的に今東大和市は民間で委託をしておりますと。そういったことでは、これ何度も言ってますけども、変動費に当たりますので、それに関しては、こう純減していくというふうに思いますね、単価ですから。しかしながら、今度新たに公設でつくるとなる。恐らくその運営を民間委託にすることになっていきますと、ほぼ固定費になってしまいます。そうすると、市民のリサイクルに対する意識というのが、なかなか芽生えていかないんじゃないかなというふうに思うんですね。そういうことも考えると、私はこれは変動費も置いときながら、建設コストが高い、今現在この施設の建設を強行すべきじゃないというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 確かに容器包装プラスチック類が減っていけば、それにこしたことはないというふうに私どもも考えているわけですが、具体的に申し上げますとペットボトルなどにつきましては、買ったお店へ戻すということでもかなり可能なものになっておりますので、今私どもも周知をしているところでございます。しかし、一方で容器包装プラスチック、こちらにつきましてはなかなか製品の製造、流通の部分を見ていただければわかるんですが、やはり単身世帯用の商品、そういったものがスーパーで多く並ぶようになっていたりという、そういう状況を見ますと、なかなかそういう容器包装プラスチック類というものがなくなりづらいのかなというふうに思っております。したがって、将来的に減らしていく方向の考えは、当然それは持っていかなければいけないと思っておりますが、やはり今すぐなくなるものではないというところで、どうしても中間処理施設が必要になるというふうに今は考えざるを得ないと思っております。

また、リサイクルやごみの減量といったそういったところの抑制する意欲を低下させるのではないかとこの部分については、できれば施設はつくらないでいけるにこしたことはないというのは言うまでもないわけですが、であれば逆に最低限必要な施設の中で、身近なところに施設がある中で、いかにこの施設を、処理するごみを減らし、いずれはなくしていくのかというところを市民と私ども行政、一体となって考えていくためにも、必要最小限の施設としてつくっていくところで、発生抑制、排出抑制というところを一緒に進めていければいいというふうに今後は考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） いつも、こう私の考えと、なかなか松本課長の答弁がかみ合わないところなんですけど、今のなくしていく方向というのは、非常に私と同意見でありまして、プラスチックってすごい厄介な品物でして、今ちょっと何年か前か忘れたんですけども、この議会でも取り上げさせて、一般質問でもさせていただいたときに、太平洋ごみベルト地帯というのがあって、大体日本の国土の約4倍ぐらい海を漂っているプラスチックのベルト地帯があるんですね。書籍にもなって、「プラスチックスープの海」という本で、東大和市の中央図書館にも蔵書してあるので、ぜひ興味あったら読んでほしいんですけども、非常に生態系を崩すということで、それがなかなか自然分解されにくい、細かくなっても自然分解されにくいのでずっと漂ってると。半永久的に漂ってるから、結局そこで魚がつかいばんで、その魚を次にもっと大きいものが捕食して、どんどんどんどん生態系が崩れていくという心配があって、結構、目に見えない形で、これ進行しているんですよ。そういう意味では、プラスチック、特に全部のプラスチックを廃止するというのは、もう今現在じゃ不可能だと思います。こういったものもね、プラスチックでできているものが結構あります。ただ、容器包装、すぐ捨てられるものについてのプラスチック類というのは、我々は意識してこれを減らしていくという努力をしなきゃいけないと思うんですよ。

例えば先ほどペットボトルの話が出ましたけども、ペットボトルに関して国分寺市なんかは行政の回収はしておりますし、そういったね、確かにこれ市民の負担かかると思います。言ったら反発も多分くるかもしれませんが、これ国の制度としてほっておくのではなくて、やっぱり最終的な処分が廃掃法によって自治体に投げられている状態である以上、自治体が積極的に声を上げていく必要があると思うんですね。その1つが、私、プラスチックだというふうに思っているんです。

そういう意味でも、恒久的な施設をつくってしまうと、やはり喉元過ぎればじゃありませんけども、人間って忘れちゃうと思うんですよ。常に、こういう言い方はちょっと適切かどうかわからないんですけども、いつもこういう施設がつくられてしまう、つくってしまったら大変だよ、価格もすごい高いものになるし負担もふえます。その分、ほかの行政サービスが低下する可能性がある。そういったときに皆さんどうするんですか。そうしたときに我々がね、じゃこの身近なところからやめていこうよというような意識が初めて生まれると思うんですよ。そういったことを、今そういう境目だというふうに思うんですね。

この問題って、非常に今ネガティブに捉えるんですけども、逆の意味でいえば市全体にこのリサイクルの考え方を浸透させるすごくいい機会だというふうに思うんですよ。ある意味、つくる側のほうからいけば、できるだけそういったことを広めないでと言ったらおかしいですけども、関心のある市民が少ないうちにつくってしまおうという考えがないと、東大和市はないのかもしれないですけども、そういう考えがあったらちょっと間違いで、これを機会に、このリサイクルというものをもう一度みんなで考え直していく、ごみ全体のことをもう一度市民全体で考えていこうよという機運にしたいなというふうに思っているんですが、それについていかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） やっとリサイクルというところでね、3市につきましては私は余り詳しいことはあれません。ただ、総合的に、トータルに考えまして、3市の施設も私は必要だということで今一生懸命やってる。ただ、リサイクルということになりますと、もう私は市長になる前から、資源については可能だと。市長になってからは、ごみはなくすんだというふうなことで、ゼロを目指すということで、そんな答弁をしたこともございますけども、特に資源物につきましては、大いに可能性があるだろうというふうには思っています。容器包装関係も含めてですけども、やはり市民の皆さん方の意識というか、物すごくこれが大切だなというのはもう以前から思っていてまして、当初、市長になりまして少したったときに、有料化というときは資源物から有料化しようというふうに考えたくらいでございまして、ただ資源だけにすると可燃にごみが入ってふえるだけだからだめだということで、それじゃ全部一緒にしてやろうというふうなところまでいったわけですけども、ただなかなか御理解がいただけなくて、今の現在の有料化という形になったわけですけども、資源というか、例えばペットや缶や瓶だというのは、買ったところに返してくれというのが、昔から私、そう思ってるんです。それで、それをする消費者というのは最も強いんです。1人は力はないですけど、集まったら大きな会社すら動かせるだけの力を持ってるんです。そして、そういう方は有権者でもあるんですよ。また、こちらも強いんですね。一人一人の力は弱いんですけども、集まったら物すごい力になるんです。私は、その消費者としての力を物すごく期待してるんです。ですから、「マイバッグ、資源を入れてお買い物」、もう2年前から表示してやってるわけですけども、もしこれができて、市民の皆さんが、一人一人が意識を変えて、買い物のときに持っていきやすいんだから。そんな中身が入ってないんだから重くは何でもありませんよ。だから、そういうことをいかに多くの人が理解をして実践をしていただけるかどうか。

そしてもう一つは、同じような、その減らすというか、買い物するときはそうだなというね、そういう思い

を共有してる人がどれだけふえるかだというふうに思っています。これが大勢になればなるほど、そういうふうなことが実現可能だというふうに思っています。どれだけ行動していただけるかだと思います。これからも、ただこう言うだけではなくて、いろんなことを、要するにそういうふうなことができるような仕掛けを含めて、いろんなことを仕掛けていきたいというふうに思って。東大和から、資源物は行政回収しないというくらいのところに持っていければいいかなというふうに思っています。それは徐々にですけども、可能だというふうにも思っています。これから大きな市民の皆さんの力が、必ず目覚めてくるというふうには私は信じてますし、そういう方向と一緒にやっていきたいというふうに思って、これがリサイクルということで私の考え方です。

○21番(床鍋義博君) 市長とは、そのリサイクルに対する考え方は非常に合っています。私と一緒に思っております。拡大生産者責任で、製造者もしくは流通業者がこれを負担するというのは当然なことでありますので、これは自治体の力でもできることだというふうに思っております。

サンフランシスコでは、最近になってペットボトルそのものの販売を禁止するといったこともやってるそうです。もちろん国が違うので、制度が違うので、いきなり東大和でそれをやるというふうにはできないのかもしれませんが、自治体の力って僕はすごく発信力あると思うんですね。常々、市長にお願いすると、市長会で言ってるって言うことを言うんですけども、市長会で言っても余り変わらない状況が今なので、もうほかの市は関係ないと言ったらおかしいですけども、東大和市が率先してゼロ・ウェイストを目指していくというような、そういった方向になっていければなというふうに思っております。

1番目の質問は、これで終わります。

次の質問です。中高生の学習スペースについてです。

先ほど教育長のほうから御答弁ありました。ことしの夏休み、非常にやっていただきまして、利用した中高生の方からも非常によかったという意見も結構きています。今回、じゃ何で実現したのに、またこの質問やってるのかというと、継続してやってほしいという意見が結構ありまして、今回、冬休み期間やっていただけるということだったんですけども、実は一番需要が高いのって定期考査の前後ですね。前後じゃない、どっちかということ前とその最中が一番需要が高いわけですね、中間試験、期末試験があるときに。そういったときに、なかなか勉強スペースがないといったところなんです。これは今後施策、試行的に今やってるということで、本当はすぐ実行に移してほしいんですけども、この問題を取り上げるきっかけとなった一番最初の質問のときには、ファーストフード店に偶然に、こういった際に勉強している高校生ですかね、見て、「何でこんなところでやってんの」って言ったときに、実は市内で勉強するところが余りないんだよということで、市内の図書館を中心に公民館等を回ったときに、確かにそのとおりだなと。夏はやっぱり冷房がきいたところでゆっくり勉強したいし、冬はやっぱり暖房が入ったところでやりたいと。やっぱり家で、違った環境でやりたいという需要もあるんだなというふうなふうに思って取り上げさせていただきました。

その後、定期的に中間試験、期末試験の前あたりに、ファーストフード店とか、この近くでいうと大型スーパーのフードコートに行きます。そこに行くと、実はもうフードコートはかなり時間帯によっては、中学生は余りいないのかな、高校生ぐらいで結構いっぱいになっています。まず、そのことの現状を御存じでしょうか。

○中央図書館長(當摩 弘君) 中高生がフードコートを利用して勉強してるということは、都内のほうの施設等でも、コーヒーショップ等でも、利用した際によく見かけておりますので、そういう状況については存じ上げております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 都内って言います。私、聞いたのは、東大和市内の大型スーパーのフードコートでの実態を聞いたんですけど、そこは見たことがあるのかなのか。

○中央図書館長(當摩 弘君) 何回かは確認はしております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) そのときに、中間試験、期末試験の前だったか、その最中だったかわからないんですけども、もしその中間試験の前のあたりだったら、そのときに生徒さんどのぐらいいましたか。見た感じ多いとか、少なかった、全然いなかったとかという。

○中央図書館長(當摩 弘君) 時間帯にもよるかとは思いますが、私が見たときには席の3分の2ぐらいだったと思います。

以上です。

○21番(床鍋義博君) フードコートね、かなりたくさん席があるんですけど、その3分の2、おっしゃったとおり私が結構行くときも、大体半分から3分の2ぐらいは高校生で埋まっている状況です。

そこで、インタビューをしました。なぜここで勉強しているのかっていったときに、まず第1は、こう集まって勉強するところがまずない。2つ目は、もう一つ質問したのは、ことしの夏以降にもう1回行って聞いたときには、図書館でこういった2階の会議室を使って自習室をやっているが知っているかどうかって、10人ちょっとしか聞いてないので、サンプリングとしてはちょっと少ないのかもしれないんですけども、誰ひとりとして知らなかった。それを実施してることを知らなかったということです。高校生は、それは知らないということだったんですけども、高校生に対しては、この周知をしているのかしてないのかということをお教えください。

○中央図書館長(當摩 弘君) 中高生の皆様には、学校等へのポスターの掲示ですとか、あとはホームページでござんいただくような形をとっております。あとは問い合わせ等があれば、お答えするというようなことと、図書館を御来館いただいたときには、こちらから自習室が利用できますということで御案内させていただいています。

以上です。

○21番(床鍋義博君) SNSでの発信等はいかがでしょう。

○中央図書館長(當摩 弘君) SNSにつきましては、前回の議会等でも御指摘いただきまして、今回の12月からの試行につきましては利用させていただいております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) ありがとうございます。

やはり前の議会でも言ったように、なかなか中高生というのは市報等を見ませんし、図書館にそもそも行かなかったら、図書館の2階があいてるってなかなかかわからないと思いますので、まあ行かないというのもあるんですけども、本当は図書館に来てもらうような努力をするべきなのかもしれないんですけども、もともと図書館は勉強するスペースではないという認識が頭からあるものですから、いきなり始めたといってもなかなか周知できないかなと思いますので、そういったことを利用して中高生に周知を図ってほしいなというふうに思います。

もう一つ、最近思うんですけども、質問してる中で、集まって勉強してる方が結構多くて、1人で黙々と

やってる、もちろんフードコートという性質もあるんですけども、二、三人のグループになってるのが一番多かったんですね。なぜそういうふうにならなくて1人で、私なんかの時代だと1人でこう、どちらかというと図書館の壁に向かってずっと勉強してたという形なので、ちょっと疑問だったんで、何でこう、みんなでやってるの、効率悪いんじゃないのっていうことを聞いたところ、実は誰か1人わかんない人がいると、みんなで教え合っ  
て、みんなで集中し合うときはばらばらで無言で始めると。わかんなくなったら、これわかんないんだけど  
て、教えながらやるっていう、そういう学習スタイルのほうが効率がいいって言うんですね。そういった使い  
方を今後考えてはどうかと思うんですけども、今現在はそういう1人で勉強することが前提だというふう  
に、机の配置とかもなってると思うんですけども、そのあたりの考え方を教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） この図書館での自習室につきましては、これまでも試行を続けながら、徐々  
ではあります利用者がふえてきたというところでございます。また、前回の議会からも、いろいろ目立つよう  
なポスターやSNSを使ってPRをということで、それも寄与して5.5人になったのかなというふうに思いま  
す。ただ、まだ、まだまだ定員18人の中では、まだまだPRが足りないといいますかね、まだまだこれから  
たくさんの人に伝えていきたいと、児童・生徒に伝えたいというふうには思うところでございます。

今の試行をやっている中では、1人で勉強しに来るというのが前提で考えておりますが、複数で来て  
も対応はできる形にはなっているかなというふうには思います。先ほど長期休業期間以外にもやってほしいというよ  
うなお話でございますけれども、これまでも過去に答弁をしてきた中では、なかなか会議室等は7割以上使  
っているとか、利用団体が部屋を使うとか、それから障害者の方がデイジー図書を開きに来るときに場所を  
あけてかなきゃいけないとか、いろいろな要素があって、これまでお話ししてきたとおり長期休業期間  
に限ってやってきているという状況でございます。ですので、当面につきましても、こういう長期休業  
期間を利用した形での試行を続けてまいりたいというふうには考えてるところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

---

午後 2時40分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） グループ学習については、前向きに対応していただけるということで、非常にありが  
たいなと思います。

あともう一つ、フードコートでやっていてインタビューした子たちが言ったのが、やっぱり飲食しながら  
やるのが結構いいというふうに言ったんですね。これ図書館でやるってなかなか難しいと思うんですけども、  
少なくとも図書館2階の会議室であれば、ふたつきのペットボトル、僕はあのペットボトル、自分で買  
わないんで、ペットボトルとは言わなくて、ふたつきの容器で、もし持っていくようなことがあるん  
であれば、その飲み物ぐらいは許可してもいいんじゃないかなというふうには思うんですが、いかが  
でしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 自習室利用者の方の飲み物につきましては、会議室を出たすぐの  
ところに飲み物専用のスペースを用意してありますので、そちらを御利用いただくようにして  
おります。

以上です。

○21番（床鍋義博君） できるだけね、せつかく場所を提供するので、勉強のしやすい環境という  
んですかね、

現代に合った使い方というんですかね、そういったことを対応して行っていただきたいなというふうに思います。

そういう点でいうと、市民センター、公民館ってすごくいいかな、周知するといいいかなと思うのは、あそこは多分そういった飲食に関して制約はないですよ。

○中央公民館長（尾又恵子君） 公民館につきましては、ロビー部分ですとか外に自動販売機などもございますので、会議室もちろん使えますけれども、館内でジュースなどを飲んでいただいたり、お食事もしていただくことが可能になっております。

以上でございます。

○市民生活課長（大法 努君） 市民センターにおきましても、飲み物等、できる場所もございますけども、中高生ということもありますことから、多少片づけの徹底など、その辺はちょっと大人と異なりまして、徹底を図る必要があるかなと、課題があるかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 当然飲食したら片づけるというのは、もう徹底して、そこも教育の一つですから、きっちりやっていただけないと、もう使わせないよぐらいでもいいと思うんですよ。そういう意味では、市民センター、公民館というのは、なかなか飲食しながらグループ学習するのにすごく適してる場所だなというふうにするので、なおかつこれ、ある意味、休みじゃないときは年中使えるわけですよ。とすると、もちろん図書館のそういう閉まったところでやりたいというニーズもあり、またグループ学習の場合は、そういったところも使えるというような、多様な使い方ができるのかなというところもあって、学習スペースを今回市報に図書館の会議室の開放の話が載ってましたけれども、できればそこに市民センターや公民館のロビーなんかは、随分使えますよというようなことをやっていただければ中高生がですね、「ああ、あそこで勉強していいんだ」、基本的にないだめだって、基本禁止だと思ってるんですよ。やってる人がいれば、初めてそれに誘われて、「ああ、あそこで勉強やってるから、ここもやっていいんだな」というふうになってくると思うんですよ。残念ながら今、東大和市の中でそういうまとまった学習スペースというのはつくれてませんけれども、探せば先ほど学校でも取り組みをだんだんやっていくとかありますし、いろんなところで空きスペースってあると思うんですよ。そこが1つなのか2つなのか、もしかしたらその1つしかないところでも、その1つがいいってニーズがあるかもしれないので、そういったことも考えて、どんどんどんどん市内の勉強、学習できる空きスペース情報みたいなことをやってほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 市民センター、地区会館等におきまして、それぞれ施設の利用案内がございますので、そちらのほうにも記載できるかというのは研究したいと思います。それから、今、床鍋議員が御提案しております連携してやれるかというのは、図書館、それから公民館と連携できるかどうか、研究してみたいなというふうに思ってるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、各部署、勉強するスペースであれば、どの部署の所管でも中高生、関係ないと思いますので、お願いしたいなと思うのと、1点、もう一つ、市報に今回載ったのが中高生であったんで、できれば予備校生も入れてあげてほしいなというふうに思います。要は受験の前ですし、中高生だと、ああ予備校生やっぱり、ただでさえ受験で1年おくらせて、1年か2年かわかんないですけども、おくらせてところに疎外感があるところに、ああ、ここでも自分は相手されてないんだなと思うとなかなか、かわいそうだなと思

ますので、そのあたり入れてもいいんじゃないかなと思うんですけど、これは要望にとどめておきます。

次の質問に行きたいというふうに思います。3番のドローンの活用についてです。

防災、観光等での活用について質問をさせていただきました。これ質問する前に、市長と立ち話したときに、ドローンの話しようかなと思ったときに市長のほうから、ドローン、見てきたよ、やってきたよという話を聞いたんで、すごくいいタイミングだなと思ったんですけども、結構ニュースでなっているのは、千葉市のドローンですね。物流で、物流センターから配送するというので今実験をしている状況です。そのほか仙台だったりとか、茨城県のつくばとか静岡、静岡なんかは農薬の散布とか、農地あるところは結構農薬散布だったりするところで実験を行っているようです。各自自治体が結構いろんなことを初めているんですけども、先ほど研究という話でした。あきる野に関しては、実は民間企業と手を組んで、市が独自にやるというよりは、どちらかというと場所を提供して民間の業者に、ドローン操縦の育成等を目的とするそういった教育機関というんですかね、そういったことをやられてるようですけれども、そのあたり市長、直接、市長に聞いてきたと思うんで、もうちょっと詳しく教えていただければなと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 私は直接見てはいないんですが、先ほどお話があったとおり、各地区でドローン特区という形でさまざまな団体が活用を進めてるということと、あわせて近隣につきましては、今お話があったあきる野のほうで、事業者と組んで研修センターをやって、ドローンの操縦者の育成研修をしていることや、それから奥多摩ですと、またその事業者と共同研究をして進めてるというような状況があるということだけは承知してるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ちなみに、ドローンを飛行するためにどのような手続が必要でしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） これは平成27年の12月に航空法が改正されまして、ドローンの飛行ルールを導入し、それまでは特別に許可がなく飛行が可能だったものだったんですが、その後、一部のエリアや条件で許可なく飛行することは禁止になったというものでございます。

東大和市は、ほとんど多摩湖周辺以外については飛行禁止になってございまして、飛行させる場合については、国土交通省に対して申請書を提出して許可をもらうということになってるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 確かに法律改正によって、人口集中地区と、あと150メートル以上は禁止、あと空港付近は、これは飛ばすときには全て許可が要るということで、国土交通省もしくは空港付近だと、航空の所管のところに許可を得るということだったんですけども、今東大和市で国土交通省のホームページを検索すると、人口集中地区というところが除外されていて、確かにおっしゃった多摩湖周辺のところ以外は飛ばせるところがないなと思ったんですけど、芋窪緑地と狭山緑地のあたりは少し人口密集地とは離れていて、そこも飛ばせる範囲だなというふうに思ったんですけども、もちろんそこが私有地、東大和の市でなくて私ですね、私、私有地であれば飛ばすことは不可能なんですけども、そこが例えば東大和の市の管轄であった場合に、これ航空の申請を国土交通省にすれば、これは飛べるということでよろしいでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 確かに人口集中区域からは外れてる場所であったとしても、ここを、いわゆる有視界と言ったらいいんでしょうか——本人が目視した中での飛行というのが前提になってまいります。例えば今お話があったような場所を、それが果たして可能かというところが疑問符なところですよ。もし、それができないという形になりますと、許可申請ということではございませんが、国土交通省のほうの承認が必要になる

ということで、やはり申請行為が必要になってくるというふうに伺っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 今、承認のほうですね。承認のほうは夜間、目視外、今おっしゃった目視外のところですね。あと人及び物件との距離を30メートル離すことができない飛行、あとは催し物付近、要は頭上はだめだということですよ、人の頭上は。危険物の輸送と物件の落下、物の落下というのは、これは承認が必要ということだと思うんですね。それを考えると、なかなか東大和市内でドローンを自由に飛ばせるところはないなというふうに思うんですね。

実はこのあきる野市が契約したところですね、提携をした会社、民間の会社があるんですけど、これ中国の会社です。偶然にも私、1カ月前に中国の深センに行ったときに、この会社の本社を訪ねていまして、視察にちょっと行ったんですね。全然別件でビジネススクールの引率で行ったんですけども、そのときに担当の日本人の方がそこにいらっやして、これはもうその会社の日本法人もあるんで詳しく聞いたんですけども、要は日本の道路の状況というのはどうなんだと。ざっくり言って、世界的に市場規模、伸びてる中で、日本というのはどの辺の位置にいるのかって聞いたときに、もう日本というのは規制ががんじがらめで、なかなかドローンに関しての新しいサービスというのは提供できる状況にはないと。それと比較して、もちろん中国の会社ですので、中国やアメリカなどはどんどんどんどん、そういった規制を外して新しいサービスに対して非常に行政が興味を持って、どんなことができるだろうかということ積極的にやってるようなんです。

これすごくビジネスチャンス、失うと思うんですよ。規制ばかりかけてると、せっかく一方で東大和市内の産業振興というふうに考えて、産業振興にお金を使ったりするにもかかわらず、こういった新しいことに関して規制があったりするっていったときに、周りの状況を見ながらやってるようだとなかなか先に進めないのかなというふうに思うんですね。ここは特区申請なども含めて、東大和市が先にやることによって、今実は東大和市だけじゃなくて、東京都内でドローンをなかなか自由に飛ばせるようなところというのは、先ほど言ったあきる野市がちょっとやってる。奥多摩も今検討し始めてるといって、少ししかないわけですよ。でも、需要としては、ドローンを操りたいという需要は結構あるわけですね。そういう人たちは、実は東京以外のところへ飛ばしに行くわけですよ。それ結構、ビジネスチャンス、逃してるなと思うので、ここを東大和市内で、都内で自由に飛ばせる場所をつくりましたというようなことがあれば、非常に新しい産業が東大和市内から起きるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○総務部参事(東 栄一君) 今おっしゃった特区の関係ですね、要は規制を緩和するって話については、それを緩和するために特区というものが設けられておまして、現在今、行われているドローン特区については、国家戦略特区ということで、たしか昨年10月末までの提案があったものについて確認され、指定があったということになりますので、これについて、ちょっとこれからこれに対して、規制緩和に対しての対応をするというのは難しいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 難しいでは何も始められないので、難しいからやらないのであれば、もう新しいことの提案って、このドローンに限らず、誰もここでやる意味が全くないですよ。

新しいことに関しては、なかなか困難なことは、もともと規制を破っていくわけですから、規制を緩和していくわけですから難しいのは承知の上で提案をさせていただいております。その中で、ドローンに関しての将来性というものを東大和市内が大きく考えてるのか考えてないのかなんですよ。少なくともわからないんだった

ら1機買って見て、だって基本的にこれ4Kのカメラを搭載した高性能モデル、十数万円で買えてるわけですよ。そういったことをやって、なおかつ、市長なんかは要はあきる野市まで行って見てるわけですよ。そういったことも考えると、難しい難しいではなくて、これどういうことができるのか、どうしたらこの規制を外せるのかということを考えていって、行政の対応をしていってほしいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 大変恐縮です。私のほうからは、防災という立場でちょっとお答えさせていただきたいと思うんですが、確かに防災という面についてドローンは、当市のような状況からいうと災害現場の確認ですとか、そういったことについては有益性があるんじゃないかなというふうには考えてございます。災害時における場合には、たしかこれ国土交通省のほうでも、先ほどお話しした足かせといいますか、許可制はなく、その場合には、公共団体の場合は許可なしに飛ばせることもあると、できるというふうには認識しておりますので、あとはそれをどういう形で操縦を日ごろ練習するかという部分になってくるかと思えますけれども、その辺に関しては先ほどから話が出てますあきる野とか、そういうところで練習も可能だと思いますので、そういったことも含めて研究はしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これ1回、本当に使ってみてください。前、予算決算の審査のときにも言ったことあるんですけども、各学校、小中学校で周年行事で空撮するときに、よく金額結構かかるから、これドローンで撮影したらいいんじゃないかということの前、述べたことがあります。そういったことも転用ができたりますので、これコスト非常に安いのですぐもとはとれると思いますし、これ観光とかそういったことのムービーを自治体がつくるといったことも、先にやれば非常に注目も浴びると思うんですね。それこそ市長が今、一押ししてる変電所なんかも、ドローンで360度空撮してDVDにしたりするのも、非常にいいんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、マスコミに注目を浴びるという点でも、やっぱり先に手を挙げるって大事だと思うんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） ドローンは、最近、興味を持ったというのはそのとおりで、五日市憲法を勉強しようと思って、五日市の原本を、美智子様が見た原本を私も見てみたいということで、五日市憲法、そして自由民権運動の関係で五日市に行ったときに、向こうの市長さんが気をきかして、どうですかということで操縦をさせていただきました。いや、よかったね。本当に。ラジコンのヘリコプターとは全然違うんですね。もう操縦するという喜びというのは逆にないかもしないですね。技術的なもの云々というよりは、もうスティックでやれて、上げるっていったら、上げるというと上がってって、とめるといえばそこでとまってるし、右向けっていえば右に向かうしで、そういった意味では余りおもしろみが、ラジコンのヘリコプターのほうが、はるかにおもしろみがあるかなというふうには思いましたけども。ただ、そのときは、「ああ、これおもしろくていいな。よし、じゃ俺も買おう」って、一応予約して、向こうの市長に俺も買うから頼むよということで予約までして帰ってきたんだけど、いまだにまだないんですけども、いずれ手に入れようというふうには思っていますけどもね。

東大和市では飛ばせないというなら、まああきる野へ行ってやればいいかなというくらいのつもりで手に入れて、その可能性をどんなものか自分で試してみたいなというふうに思っています。今いろんなことをおっしゃいましたが、それぞれその可能性というのは、これから切りなく広がっていくだろうというふうに思いますし、また安全性もどんどん広がっていくんじゃないかなというふうには思っています。そういうふうになりますと、これ

から活用の余地は多いにあるなというふうには思っています。これどんな形で活用していくかというのは、今また別な問題として検討をしっかりとしていきたいというふうには思っています。

○21番(床鍋義博君) もう予約したそうですから、予算を使わないでやれるのかなと思うんですけど、ぜひ、本当に私も操作したことあるんですけど、本当に簡単です。結構いろんな機能がついてて、特定の個人の顔を認識すると、その個人にずっとついてたりとか、これ防犯にすごく使えるんじゃないかなって思ったり、そういう実際に使ってみると、恐らくいろんなことがね、こんなことにも、こんなことにも使えるという可能性が出てきて、技術は日進月歩ですので、早目に使いこなしてほしいなというふうには思います。

以上で、3番目の質問は終わります。

次に、4番目の質問で、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業についてを伺います。

この事業、法律改正によって、これから市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等のさまざまなニーズに対応するということが、厚生労働省のホームページに書かれておりました。これによって、今現在、行われている介護保険の事業と新しい制度、総合事業になったときに、どのように変わって、どのようなメリット・デメリットが考えられるでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 総合事業のまず変わるところでございますけれども、従来の介護予防のうち通所と訪問事業、これが今度、市がやる総合事業というところに移行いたします。それから、介護予防事業、これが今まで一次予防事業、二次予防事業と言って分けてたんですけど、これは一般介護予防事業になると。大きく言いますと、そういうことになります。

メリットでございますけれども、今議員がおっしゃったように、地域の実情に応じてサービスの類型を多様につくることができるということがございます。デメリットということでございますけれども、現状の中ではまだ事業を実施していないというところがございますので、今後実施した中でそういうものがあるかどうかというものを、見きわめていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) そうすると、要介護の1、5の部分は変更がなくて、要支援1、2のところは総合事業のところに入ってくるといったイメージでいいかなというふうには。ああ、うなずいていらっしゃるの、そうだなと。

それで、それについて先ほど財源措置のところでも市長から御答弁ありました。ちょっと心配するのは、総合事業になったことで、利用者の負担が上がるんじゃないかということが懸念されるという、そういう話、ちょっと意見を、声が聞こえてくるんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 財源と業者の負担というところのお話だと思いますけれども、まず財源については、先ほど市長答弁の中で申し上げたとおりでございます。ただ、上限額というのが設定されておりますことから、やはりこの上限というのは常に意識しながら事業は実施していく必要があるというふうには考えてございます。利用者の負担ということでございますけれども、保険料にどうかと、はね返りがあるかどうかというところでございますけれども、そこは給付の中で、実績の中で結果的にというところであると思っておりますので、直接的に総合事業になったから利用者の負担が上がるというふうには考えてございません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) あとパブリックコメントについてなんですけども、3件あって10項目ぐらいにわたって質問がありましたということで、結構、事業者の方からの質問で単価について聞かれてると思うんですね。

その単価については、やはりこれ単価、すごく低くなってしまうと、なかなか事業者が今までどおりのサービスを提供できないって、運営できないというようなことがあると思いますが、そのあたりについてはどういうことを考えていらっしゃいますか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先日の事業説明会を実施をさせていただきました。11月25日でございますけれども、その中でサービス単価を考える際の考慮すべき要素の中に、事業者の方の安定的運営というところと、あるいは利用者負担、あるいは上限額等々を考慮して考えていきたいというところを説明をさせていただいたところでございます。

なお、パブリックコメントの中では、要望で、相当事業については現行と同じ単価、緩和された基準については9割というところの御意見がありました。我々はこの意見を踏まえながら、9割というところの単価を説明会では説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） パブリックコメントのことが、すごく反映されたというので、すごくいいなと思うんですけども、今後これ新しい制度なので、どんどんどんどんいろんなことが、問題が起こってくると思うんですけども、その都度、現場の意見を酌み取って、パブリックコメント以上に反映していったほしいなというふうに思っております。

次に、先進自治体の研究なんですけれども、このあたり既にもう先行して行ってる自治体、結構近隣にもあると思うんですけども、そのあたりはどのようなことを踏まえて、東大和市の総合事業にどうやって生かしていくかということをお聞かせください。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 先進市の関係でございますけれども、既に実施している、先ほども市長答弁の中で説明をさせていただきました立川市さん、あるいは小平市さんの事例を、担当レベル、係長レベル、担当者レベルで情報収集をして、当市の制度設計に生かさせていただいたところでございます。また、当市の場合は訪問サービスの中に、認定ヘルパーという新たな取り組みもあります。この辺についても、先行市のやり方であるとか、そういうものもあわせて研究、検討させていただいて、参考にさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今の市認定ヘルパーの話が出たので、その話をしようかなと思うんですけども、結構人材の確保というのは、これから大変だと思うんですね。介護に携わる人間って、なかなか資格者も少ないですし、そのためにある程度基準を緩和して、市認定のヘルパーといったことが位置づけられてるのかなと思うんですけども、これは研修の期間は2日間になっております。実際にヘルパーの資格というのは結構、認定する資格試験は結構大変で、もっともっと厳しい要件があるんですけども、今市が考えてる市の認定ヘルパーの研修の内容の案というのを見てるんですけども、2日間でやっている。これで十分かなという質問もあれなんですけども、これで実効性のあるものを担保するということができるのかどうか、ちょっと疑問なんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 認定ヘルパーの関連でございますけれども、私どもは認定ヘルパーの方にやっていただくサービスというのは、生活援助サービスというところで、身体の介護、身体のサービスは含まないというところで制度設計をしてございます。したがって、こちらについても先行市の実際の研修内容等を把握させていただいて、2日間、10時間というところで研修を進めていくということでございますので、他市を

踏まえた中での実施ということでございますので、当市のそのサービス内容からはできるのかなというところの認識は持っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ということは、一旦、市の認定ヘルパーが認定されると、その後ずっと永遠に資格が続く。その間、再度研修をやるとかということは考えないで、この最初の2日間ですべていって、そんな感じなんじゃないかな。

○福祉部長(吉沢寿子君) 現状はまだ平成29年4月からということで、これから養成をするということでございますので、今後その養成の場合の募集の状況とか、人数がどれくらい来ていただけるのかとか、それから年齢層、そういったところなどの結果を踏まえて検証した上で、その後のフォローが必要であれば、やはり研修なども検討していくよう、必要があるかなというふうには考えております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ぜひ継続的な研修をやって、ある程度の高いレベルで、市の認定のヘルパーが育っていただけるというふうには思っております。今現在その人数というのは、どれくらいの人数を予想しているのでしょうか。予定というか。

○福祉部参事(尾崎淑人君) 認定ヘルパーですけれども、定員としては1回当たり20名、開催を年3回と考えてございますので、これくらいの人数が集まってくれば幸いであるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) この制度って、結構この市認定のヘルパーって重要な位置なのかなって思っていて、実際、自治体からすると余り単価は上がってほしくないという反面、働くほうでいうと単価は上がったほうが良いという、そういうジレンマがあると思うんですね。

そこで、高齢者の活用について、厚生労働省のほうでも、これ書かれていたんですけども、これに関しては、この市認定ヘルパーについて高齢者の活用というのをどのように考えているんでしょう。

○福祉部長(吉沢寿子君) 市といたしましては、そういう意欲のあるお元気な高齢者の方々に、そういった地域活動の一環として、こういうものにぜひ御応募いただきたいというふうには考えておりますので、特段その年齢制限等を設けるといふようなことは考えておりません。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ぜひ、元気な高齢者、多いので、特に長崎県の佐々町は、このボランティアを65歳以上で募集をしているようです。先ほど言った高齢者ですと、年金などもありますし、ある意味、単価が上がってしまったら困るようなぎりぎりのラインの人もいるので、そういう点では安く使えるというのは本当に失礼なんですけども、非常にお互いにウイン・ウインになるようなところ、いいあんばいのところを見つけられると思うんですね。

なおかつ、高齢者の方がいいのは、介護する側とされる側って結構年齢が近かったりすると、なかなか話も合ったりとかもすると思うので、私これすごく総合事業として武器にしていくべきだなというふうに、これを見たときに一番いい方法だなと思ったので、ぜひ今、吉沢部長が御答弁ありましたように、年齢制限を設けずに元気な人にはどんどんどんどん、そういった市民の市認定ヘルパーに参加していただいて、コミュニケーションですかね、とってもらいたいというふうには思っております。

今後、まだ始まってない事業なんで、今後と言ってもあれなんですけども、これかなり自治体の実情に応じ

た独自の判断というのが重要されている一方で、自治体の経営能力っていうんですかね、そういったところも試されてるというふうに思います。そういう制度だなと思います。ほっとくと自治体間ですごく差が出てくる可能性があって、そういうふうに差があって、差が下のほうにならないでほしいなというふうに思ってるんですね。東大和市は、どちらかというと多くの自治体が進事例を見習うような施策を行ってほしいなというふうに思ってるんですね。今現在、考えている市独自の総合事業というのは何かありますでしょうか。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 市独自のといったところでございますけれども、相当サービスと緩和型サービス、あるいは通所ですとサービスCという短期集中型のやつで実施をしたいと今考えてございます。これが、他市でも同様な事業をやっておりますので、独自ということではありませんけれども、こういうサービスを組み合わせ、市民の方の介護予防ですかね、こういうものを努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 先ほど高齢者の活用について、御提案させていただいたんですけども、そのほかに今回この事業については、市だけではなくてNPOやボランティア、先ほどの市認定ヘルパーも入りますし、医療機関であったり社会福祉協議会だったりとか、そういう関連するところが今後さらにふえて、それらを統率してきっちりとした事業をやって、総合事業という名前ですからやっていかなきゃなと思うんですけども、それについて現在、地域ケア会議ですか——がありますけれども、その位置づけというのは、この総合事業の中ではどのような位置づけになってるんでしょう。

○福祉部参事（尾崎淑人君） 総合事業と地域包括ケアシステムとの関連だというふうに思います。総合事業というのは、大きくは地域包括ケアの一つというふうにも言っていると思います。ただ、地域包括ケアのほうが、より2025年を目指して地域の中で在宅医療介護連携であるとか、生活支援体制整備であるとかというものを構築していくということでございますので、その中には社会福祉協議会であるとか自治会であるとか、そういう関連機関とも連携して、システムを構築していくという関係でございますので、相互には関連してございますけれども、団体との連携を深めて構築に努めてまいりたいというふうに考えております。

○21番（床鍋義博君） 本当この制度を、概要をいただいてからいろいろ私で調べたんですけど、なかなか全体像が見えてこない中で、さまざまな法律がいろいろ錯綜してて、なかなか市民の方にも、これわかりにくいなと思うんですね。来年から周知を図るということだったんで、そのあたりをしっかりと、わかりにくい制度なものですから、わかりやすいような形で説明していただき、東大和市独自の総合事業がうまくいくように願って、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 大 后 治 雄 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、大后治雄議員を指名いたします。

〔6番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号6番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

さて、1、特区についてであります。特区とは特別区域のことであり、我が国においては主に経済的、あるいは法的な規制緩和策を用いた特定の地域的範囲を指すものであり、小泉内閣が構造改革特区を2003年4月

に法施行したのを手始めに、その後、総合特区や復興特区、スーパー特区などが規定されております。近年では、特区と言えば第2次安倍内閣が地域振興と国際競争力向上を目的に規定した国家戦略特区を指すことが多くなっておりませんが、今回の一般質問ではそのうち総合特区と構造改革特区を取り上げることといたしました。では、まず①総合特区についてであります。

アとして、定義と概要は。

次に、イとして、法的根拠は。

次に、ウとして、他自治体の対応と状況は。

次に、エとして、市の考えは。

次に、オとして、国・都からの指導・要請は。

そして、カとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

続きまして、②構造改革特区についてであります。

アとして、定義と概要は。

次に、イとして、法的根拠は。

次に、ウとして、他自治体の対応と状況は。

次に、エとして、市の考えは。

次に、オとして、国・都からの指導・要請は。

そして、カとして、課題と今後の展開につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〔6 番 大后治雄君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、総合特区の定義と概要についてであります。総合特区制度は経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的、かつ集中的に推進するためのもので、自治体が単独、または共同して解決を目指す政策課題について、国と地域の政策支援を集中し、地域の包括的、戦略的な取り組みに対しまして規制の特例措置や税制、財政、金融上の支援措置を講ずることにより、解決を図ろうとするものであります。総合特区制度には、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区の2種類があります。国際戦略総合特区は、日本経済を牽引することが期待される産業など、国際競争力の強化に資する事業を行うことにより、経済社会の活力の向上などが見込まれる区域が指定されるものであります。地域活性化総合特区は、農業、観光業、その他の産業の振興のための新たなビジネスモデルなど、地域の活性化に資する事業を行うことにより、経済社会の活力の向上などが見込まれる地域が指定されるものであります。

次に、法的根拠についてであります。平成23年に制定されました総合特別区域法が根拠となっております。

次に、他の自治体の対応と状況についてであります。これまで国際戦略総合特区は7特区、地域活性化総合特区は41特区が指定されております。

次に、市の考えについてであります。内閣府では総合特区制度の新規の受け付けにつきましては、現時点では行っておりません。仮に新規受け付けが再開された場合におきましては、市が直面する政策課題が総合特区制度により解決できる見込みがあるときには、国への相談を踏まえ、その活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、国や都からの指導・要請についてであります。特にありませんでした。

次に、課題と今後の展開についてであります。総合特区制度の新規の受け付けの再開など、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、構造改革特区の定義と概要についてであります。実情に合わなくなった国の規制が民間企業の経済活動や自治体の事業を妨げていることがあります。構造改革特区制度は自治体が単独、または共同して地域を限定し、その地域の特性に応じた規制の特例措置を受けて特定の事業を実施することにより、構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るものであります。

次に、法的根拠についてであります。平成14年に制定されました構造改革特別区域法が根拠となっております。

次に、他の自治体の対応と状況についてであります。構造改革特区はこれまで1,200を超える特区が指定されております。多摩26市では、八王子市、立川市が特区の指定を受けております。

次に、市の考えについてであります。市が直面する政策課題が構造改革特区制度により解決できる見込みがある場合には、国への相談を踏まえ、その活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、国・都からの指導・要請についてであります。これまで構造改革特区制度に関しまして、指導や要請はありませんが、国からは認定申請の意向確認の照会などが定期的にまいります。

次に、課題と今後の展開についてであります。市が直面する政策課題の解決に対します構造改革特区制度の効果などを研究した上で、その活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(大后治雄君) どうもありがとうございました。

それでは、順次、再質問をさせていただきます。

先ほどドローン、ドローンということで、ドローン特区とかいう話が出てましたけれども、そちらの話はとりあえず置いとしまして、今回、総合特区と構造改革特区ということで取り上げさせていただきます。

まず、①の総合特区について。ア、定義と概要はありますけれども、この制度は何のためにやっていて、一体どういったことができるようになるのかということ、もうちょっと詳しく教えてください。

○企画財政部参事(田代雄己君) 総合特区につきましては、先ほど市長からお話ありましたように2つの特区がございます。それが国際戦略総合特区と地域活性化総合特区ということになっております。

まず、国際戦略総合特区でございますけれども、こちらは経済成長の機動力となる産業や外資系の企業の集積によりまして、経済成長のエンジンとなる産業や機能の拠点づくりを行うものというふうに言われております。このことによりまして、国際競争力の強化を図ろうとするものでございます。

また、地域活性化総合特区につきましては、地域資源を最大限に活用しまして、地域固有の課題の解決、また新たなビジネスモデルの展開、あるいは地場産業の育成などを行いまして、地域活性化に取り組むものでございます。このようなことによりまして、地域力の向上を図ろうということになっております。

また、事業を実施するためには、国から総合特区計画の認定を受けることとなりますけれども、そこで事業が認められましたときには、規制の特例措置が適用されたり、税制、財政、金融上の支援が受けられるなど、総合的な事業展開がしやすくなるというものでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

いろいろその産業や外資系の導入とか、地域資源の発掘とか、さまざまなところで何らかに使えそうだなという感じはするんですけども、その総合特区に対応する場合の諸手続の流れというのを詳しく教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） まずは、総合特区に向けました地域での地域協議会というものの組織が必要になるというふうになっております。地域協議会でございますけれども、総合特区において推進しようとする事業に対しまして、企業や団体などの民間の実施主体と都道府県、市町村などの地方公共団体による官民連携による協議会ということで設置されるものでございます。その後、総合特区区域の申請になりますけれども、この地域協議会におきまして事業の実施に必要な規制や制度の改革、また支援措置に関する提案を取りまとめまして、総合特区の指定申請を内閣総理大臣に対して行うことになっております。その後は、国によります総合特区の指定になりますけれども、内閣総理大臣を本部長としました推進本部の意見を聞きまして、内閣総理大臣が総合特区、総合特別区域を指定することになっております。

次に、総合特区の推進方針を策定しまして、国と地方で政策課題と解決の方向性を共有します。そして、地域からの規制改革等の提案を踏まえまして、関係省庁とともに対応を協議する国と地方の協議会という、また別の協議会を設置することになっています。この協議会におきまして、地域におけます規制の特例措置や地域のニーズを実現するための代替措置、また新たな支援措置などの協議が、関係省庁も入って協議されるということになっております。その後、国と地方の協議会の結論が出た後に、その結論を踏まえまして、政府において規制の特例措置、支援措置が制度化されます。その上で実施する事業におきまして、制度化されました規制の特例措置等を活用するためには、この総合特区計画を作成し、国の認定を受けるということになっております。このような手続を踏みまして、認定を受けて事業を進められるということになってございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

結構、官民の協議会をつくったりなんだから、複雑なプロセスを経て決まっていくというか、手続が進んでいくというような流れのようですが、この総合特区に対応する場合に、そういった手続もそうなんですけども、どういう財政負担が想定されるかどうか、そこをちょっと教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現在、市のほうでは具体的な事例を持ち合わせておりませんので、具体的な財政負担までは想定できないところでございますが、他の総合特区の事例などを見させていただきますと、例えば民間事業者と連携した事業を行うことにもなりますので、助成事業などの拡充を図るなど、公共団体としまして予算を投入している事例もあります。そのことから、何らかの大きな事業を実施するに当たりまして、市としてもその辺の財政負担が想定できるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） この総合特区に対応した場合の市民生活へのメリット・デメリットを、市はどういうふうに捉えてらっしゃいますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほど手続の部分で申し上げましたけれども、この特区の認定を受けるまで大分長い時間と、それと地域と、あるいは国と、また民間企業、そして自治体との協議が十分行われてるということも手続の上からなっております。そのようなこともございまして、この事業は市の市民の皆様にとってもメリットがあるものが、このような事業化されてるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） この総合特区に関しては、経済や農業や医療に関係した規制緩和というのがなされている事例が多いように私も拝見していますけども。

では、次にイの法的根拠はであります。

当市に関係する、もしくは積極的に関係し得る関連法令というのはありますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 総合特区制度そのものは、総合特別区域法という法律に基づくものでございますけれども、今具体的な事業の想定がされておられませんので、他に関係する法令等は現時点ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） そりゃそうですね。ありがとうございます。

総合特区に対応する場合に、条例改正とか、それから新規条例の設置等をする必要があると考えるんですけども、先ほどの質問と同じような内容になってしまいますけども、現状で想定し得る当市の条例というのはありますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） こちらも具体的な事業が想定されませんので何とも言いがたいんですが、ただ一般的に考えたときに、国による法令等の特例措置との関連で、もしかして市の条例で特例措置を定めたり、あるいは規制を緩和するなどの手続が必要な場合には、そのような条例での対応が出てくるかと思いますが、具体的な内容につきましては現時点では想定できるものではございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 次に、ウの他自治体の対応と状況はに移りますが、他自治体の具体例と状況というのを幾つか教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国際戦略総合特区の例でございますけれども、東京都がアジアヘッドクォーター特区というものの指定を受けております。その区域なんですけど、都心の臨海地域、あるいは新宿駅周辺、そして渋谷駅周辺などの地域となっております。

特区の目標でございますけれども、東京の国際競争力を向上させて、さらなる成長へと導くためということになっておりまして、アジア地域の業務統括拠点や研究開発拠点のより一層の集積を目指しまして、特区内へ外国企業誘致を推進するという考え方に立っております。

そのようなことから、主な事業内容でございますけれども、新たな特区内に進出します外国企業に対しまして、税制の優遇や規制緩和、そして財政や金融の支援のメニューを用意してということでございます。また、外国企業は特区内でスムーズにビジネス展開できるなどの対応のために、英語でのワンストップ相談窓口を設けたり、多言語での情報発信や、また災害に強い高機能オフィスの提供なども進めてるというふうになっております。

また、地域活性化総合特区の例でございますけれども、近いところでは埼玉県さいたま市の例がございます。こちら、次世代自動車・スマートエネルギー特区の指定を受けております。

特区の大きな目標としましては、環境未来都市の実現という考え方に立っておりまして、具体的な事業内容としましては、市街地におけます水素保有量の規制緩和などを行いまして、それを規制の特例措置によりましてハイパーエネルギーステーション、1カ所でガソリンや水素、電気、天然ガスの補給ができるスタンドを普及したり、あるいはスマートホーム・コミュニティ、こちらは環境配慮型の家やまちの普及を行うもの、また原動機を用いる自転車の基準の要件緩和などの規制の特例措置を行いまして、低炭素パーソナルモビリティ

——こちらは超小型電動車両と言われておりますけれども、そういう車両の普及を図る目的で特区の指定を受けております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

都心や臨海部、またさいたま市ということで、比較的人気のあるエリアというんですかね、そういったところが主に出してるというようなところに見受けられます。国際競争力を高めるということで、外資が来やすいというところを考えると、そういったところになってしまうのかなというようなこともありますけども、ぜひ東大和もそういったところに1枚かましてもらいたいという気がするんですよね。なかなか単独の市だけではというとなかなか難しいとは思っているので、例えばこの近隣の市と一体となって何かを申請するとかということも考えていけるかなという気はするんです。

また、さいたま市の環境未来都市ですかね、いろいろスマート都市というような内容で、電力の融通とかそういったようなことなんだろうというふうに思いますけど、エネルギーの融通ということでやってるというふうに思いますけども、やっぱり市の規模が大きいとそれなりにやっていけるというか、それなりに申請もしやすく、市の規模が大きいからこそ、またメリットも大きいというようなことになってくるのかなというふうに思います。

こういったことに関して、市民からの問い合わせとか要望とか意見とか、そういったようなことというのは東大和市には入ってきてますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 総合特区に関しまして、市民の皆様からの問い合わせや要望等は現時点ではいただいておりません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。なかなか特区と言うと、余り身近ではないというような感じなのかもしれません。

次に、エの市の考えはであります。

市の考えを、もうちょっと基本的なお考えというところを、もう少々詳しく教えていただけますか。

○企画財政部長（並木俊則君） 総合特区制度ということで、先ほど市長のほうからも答弁いたしました。現時点、内閣府におきましては新規の受け付けというのはございません。受け付けてないということでございます。現時点、東大和市でも総合特区制度を活用するような、大きな政策的な案件は現時点ではないというふうに私どもは踏んでございますが、仮にもし内閣府のほうで新規の受け付けを開始した場合には、当然のごとく、加えて区域内の民間企業等と連携をする事業になりますので、そういった事業がまずあって、そういうものが発生した場合には、総合特区制度を活用するというふうな考えにはなりますが、この制度につきましても国と大分事前に調整をしなければいけないというような案件になっておりますので、そういった案件はまず国と十分な相談を行うというところからスタートするというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 以前にも税の絡みで質問させていただいたときに、法定外税の話なんですけども、国のいろんな協議で潰されてしまうことも多いというようなところでお話しさしていただきましたが、こういった総合特区に関して規制緩和ということになりますと、なかなか国のほうも首を縦に振らないよというようなところにもなってくるのかなというふうに思うんですね。でも、こういったものをいろいろ活用していくこと

によって、ブレイクスルーじゃないですけども、そこからまた新たな何かが生まれるんじゃないかというところもあるからこそ、こういう特区という制度があるのかなというふうな気がいたします。

それで、先ほどは市民生活へのメリット・デメリットを伺ったんですが、総合特区の当市へのメリット・デメリットというのはどういうふうにお考えになってますでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 総合特区に限りますと、当然先ほど申し上げましたが、区域内の民間企業等、あるいは民間の団体等と連携をとって、この活用するというふうな形になります。そういった意味では、先ほどからお話、出ておりますように、規制の特例の措置があったり、あるいはそれへの支援があったりということに制度のほうの活用がございまして、市としましてはそういうところにメリットというものがあるんじゃないかというふうに思います。

また、デメリットでございますが、この総合特区のほうはかなり大きな重要な政策に対しての制度でございますので、当然のごとくそれに見合います財政的な負担、あるいは組織、体制の強化というのが当然必要になってきますので、その辺のところをよく考えて対応をするというふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

---

午後 3時50分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

次に、オの国・都からの指導・要請はであります。

近隣市の状況について、もう少々詳しく教えていただけますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 先ほど例示させていただきました東京都やさいたま市ということで、この広い意味の近いところではあるんですけども、多摩26市のような近隣市では総合特区に指定されてる市はございません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 大変残念な状態になってるわけですけども、他自治体との情報交換などはされてるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 企画課長によります企画研究会という会議があったり、ブロック会議があるんですけども、そちらで総合特区に関するテーマで情報交換したようなことは、これまでもありません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ないということですね。

次に、国や都の計画との整合性というのは現状どうなってますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 東京都では、先ほど申し上げましたアジアヘッドクォーター特区という指定を受けておりますけれども、残念ながらその区域が都心部に偏ってるということでございまして、東大和市はその区域に入っておりませんので、その関連する事業などは影響としてはないところでございます。

また、別に国や都の計画と整合をとるというものにつきましては、現時点で事業も想定されておられませんので、ないと考えてるところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

今のところ確かに、その区域には入っていないということになっていますし、内容的にもなかなか適合しづらいというようなところもあるので、入っていないということではありますが。

では、次にカの課題と今後の展開はでありますけれども、ちょっと一旦この項目は飛ばさせていただいて、次の構造改革特区のところと一緒に伺わせていただきたいと思います。

続きまして、②の構造改革特区についてのア、定義と概要はでありますけれども、またこの制度は何のためにやって、一体どういったことができるのかということ、もう一回、改めて詳しく教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） この構造改革特区でございますけれども、民間企業の活動や地方公共団体の事業ですね、それを妨げているような国の実情に合わなくなった規制が現実にあるんじゃないかと思っております。そういう規制につきまして、地域を限定しまして、規制の特例措置を適用して構造改革を進め、さらに市民サービスの向上などを図りながら、地域の活性化につなげていくというような目的となっております。

また、その構造改革特区は、一旦は地域を限定して規制の特例措置を設けて事業を行うものでございますけれども、その後、一定期間が経過した後に、国が評価しまして問題ないと認めるときには、規制の根拠となる法律等を改正しまして、それを全国展開につなげていくということになっております。ですので、いつかは特区の指定を受けて規制緩和を受けるわけですけれども、それをきっかけに全国の規制が緩和されるというような流れになってるところでございます。ただ、そういう規制の面だけが、この構造特区で取り上げられるものでございまして、別途、財政支援のようなものはないという形になっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 一種、実験的な要素が強いと。やらせてみて、そこでよければ全国展開をしようというような内容のものだろうと思います。2003年——平成15年ですから、そのときにこれのこの法律が決まったときに、実は1回、私、これについて一般質問させていただいてます。今回、13年ぶりに2度目の質問ということでさせていただいてるんですけども、当時も余り御興味がなかったようで、なかなか取り上げていただけなかったという流れになってましたけれども。まあ、それは置いてきまして、いろいろ考えていただきたいということで、改めて取り上げさせていただいているんですが、この構造改革特区に対応する場合の諸手続の流れというのを御説明いただきたいと思います。

○企画財政部参事（田代雄己君） 手続でございますけれども、まず国のほうは規制改革のメニューというんですかね、事業の一覧をつくるために年2回、新たな規制の特例措置の提案を募集しております。この提案につきましては、自治体も対象ですけれども、民間事業者や個人でも行うことができるということになっております。この提案に基づきまして、国のほうの事務局が関係省庁と調整を行いまして、そこで規制の特例措置が必要だということで、そういう方向になった場合には、構造改革特別区域基本方針という国が定めてる方針がありますけれども、そこに取り上げられます。対象事業一覧ということで、メニュー表と国では言っておりましたけれども、そういうメニュー表をつくるということになっております。このメニュー表に掲載されました特定事業というのが、構造改革特区として受けられる、受けることができる認定の対象となるということになっております。その特定事業の一覧ができた、今度は次に個別の認定行為が始まるわけですけれども、まずその規制の特例措置を活用するためには、特区計画の認定を受ける必要があります。その特定事業の一覧、いわゆるメニュー表に掲載されました特定事業につきまして、活用しようとする自治体につきましては、その事業に関

する特区計画を作成し、内閣総理大臣から認定を受ける必要があります。この認定の受け付け期間、時期というんですかね、年に3回申請ができるようになっておりますので、それを適宜、そのときに申請をするという流れになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

前回、13年前に伺ったときも、なかなかほかの自治体が出しても、なかなか当たらないという言葉はあれですけども、取り上げていただけないとかいうような話もちよっと伺ったことはありました。なかなか、ただそうはいつでも民間や個人でも申請ができるということですから、そういったようなところでどんどんどんどん出して行って、数撃ちや当たるじゃないですけども、やっていきやいいのかなというような考え方もとれるのかなという気はするんですね。

先ほどの総合特区と一緒になんですが、構造改革特区に市が対応しようとする場合に、どういう財政負担が想定されるかというところを教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 特区で申請する事業内容によりますので、これも具体的などころまでいきませんけれども、多分、例えば市民サービスを拡大するために、その事業を行っていく、拡大して行っていくなどの規制緩和をとる場合には、その事業に見合う予算措置なども出てくるかと思っておりますので、やはり市民サービスと連動する形で財政的な負担も変わってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 何せ財政負担を国のほうはしないというようなものですから、なかなかこちらが踏み切るの難しいという部分もあるんだろうなという気はするんですけども、この構造改革特区に対応した場合の市民生活へのメリット・デメリットというのをどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国の実情に合わなくなった規制を緩和するというような形で申請することになると思っておりますので、やはり行政サービスを提供するに当たりまして課題があったり、その規制によってサービスが一部制限されたりという実情があるということ緩和するための手続でございます。ですので、構造改革特区の認定を受けて実施できるようなサービスがあれば、それはもう市民生活にメリットがあるんじゃないかと考えております。

デメリットにつきましては、メリットの部分が大きいと思っておりますので、現時点では想定できないところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） とてもメリットが大きいというようなものですが、なかなかどういった内容にしようかということをお考えのところ、なかなかハードルが高いのかなというように感じだろうと思っております。

次に、イの法的根拠はに移りますが、やはり当市に関係する、もしくは積極的に関係し得る関連法令というのはあるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 構造改革特区の根拠法につきましては、構造改革特別区域法に基づくものでございますが、やはり具体的な事業が想定されておりませんので、関連する法令というのは、その提案内容によって変わってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） この構造改革特区に対応する場合に、条例改正や新規条例の設置等する必要があるとい

うふうに考えますけれども、現状で想定し得る当市の条例というのはあるのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 条例などの対応につきましても、現時点で想定している事業ございませんので、これもはっきり申し述べられないところでございますけれども、こちらにつきましても国の法令等の関係で、市の条例で規制措置をとったり、その辺の事業内容を展開するに当たりまして、根拠条例が必要になる場合なども考えられますので、そういう場合には条例改正などだったり、条例の制定が必要になるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） もっともな話であります。次にウの他自治体の対応と状況はに移りますが、先ほども総合特区のところでも伺いましたけども、他自治体の具体例と状況というのを幾つか教えていただけますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 全国的な例としまして代表的なのが、特定農業者による特定酒類の製造事業ということで、いわゆるどぶろく特区とよくマスコミなどでも言われてるものでございます。こちらにつきましては、民宿とか飲食店等を営む農業者が、みずから生産した米を原料としまして、濁り酒というんですかね、そういうものをつくるということでございます。これにつきましては、酒税法の酒類製造免許に関する特例措置を受けて製造できるということでございます。こちらにつきましては、東北地方の自治体など多くの自治体で認定を受けております。

また、株式会社が学校を設置することも、この特区で可能になっておりまして、学校設置会社による学校設置事業の認定を受けてる自治体も複数あるところでございます。こちらは八王子市や立川市につきましても、先ほど市長から御答弁さしていただきましたが、この学校設置会社による学校設置事業の認定を受けてる特区でございます。

また、平成28年4月1日現在で、この構造改革特区として活用できる特定事業につきましては、その一覧表が示されておりますが、58事業あるというふうになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

近隣で立川や八王子で設置会社が学校を設置してるというような例があるというふうなことでありますが、そういったような近隣市の例を参考にするというようなことで、いろんな考えが展開できるのかなという気もするんですけども、なかなかこの特区に踏み出すというか——いったところが、一般の市ではなかなかやりづらいかなというところもあるんですけども、とにかく下手な鉄砲数撃ちや当たる、先ほど申しましたけども、いろんなアイデアを出していかなきゃいけないかなというふうなところがあるんですけども、先ほどの総合特区のところでも伺いましたが、市民からの問い合わせとか要望とか意見とか、そういったものはこれについてはありますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 構造改革特区に関しましても、市民の皆さんからの御意見、お問い合わせは現在いただいてないところでございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

恐らくいろんな御意見、御要望はあるかなというふうに思うんですね。今回、総合特区と構造改革特区しか伺ってませんが、いろんな特区がある中で、いろんな皆さんお考えをお持ちの方が、やっぱり地域にいらっしやるのかなというふうな気もしますので、そういったところのお考えをぜひ吸い上げていただきたいと思います。

なという気もするんです。

次に、エの市の考えはなんですけれども、この構造改革特区に関する基本的な市のお考えというのを、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 企画担当としましては、そういう規制があつた場合には、積極的にそういう提案をしていきたいなというふう考えているところでございます。例としまして、実際に私ども構造改革特区の適用について国に相談したことございます。具体例ですけど、商店街などで使われてるポイントカードのポイントを市の歳入、使用料などを受け付けておりますので、そういう歳入にそのポイントを使ってできないかというような趣旨の問い合わせをしました。こちら、現在、地方自治法の規定がございまして、現金や現金の類似性があるものでないと市の歳入としては認められませんよというような内容になっているものを、それを規制を緩和していただいて、そのポイントなどの活用はできないかということの問い合わせです。相談の段階でございすけれども、そちらの事務局のほうでは総務省の見解なども聞いていただいて、やはり今の体制からはそれは無理だと。体制というのですかね、その制度からは無理だと。そのポイントというのは、現金の類似性がないというような御指摘をいただいて、それが認められなかったという形になっております。ですので、やはり疑問に思ったときには相談していくという姿勢は、とても大事だと思っておりますので、そういう事例があつた場合には国にも相談していきたいと思っておりますので、

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

制度からして無理というようなことを考えちゃうと、何のための規制緩和なのかなと。そういった規制を緩和していくための方策なんじゃないのかなというふうに思うんですね。だから、最初から無理って言われてしまうと、じゃこの制度は何なのというようなところを逆に問い返すぐらいのことは必要なという気がするんですね。確かにポイントカードを使って、収納に使えないかというようなところは、非常にいい発想なのかなというふうに思います。いろいろな今ポイントの制度というか、いろんなカードそろってますが、東大和もいろいろあるかと思いますが、それを使って収納に使えないか、それ非常にいい考えですよ。

ちょっと立ち入ったことでありますけれども、なぜ総務省では、それを使えないということで、無理というようなことになってしまった、制度上無理だということなんだろうと思っておりますけれども、ただ制度上無理だと言うからこそ、規制緩和しろというようなことなんで、ちょっとそこ堂々めぐりになっちゃう部分もあるのかなと思うんですけど、卵が先か鶏が先かじゃないですけども、そういったところでちょっとだけそこら辺、何でなのかなって非常に疑問に思うんですけども、これがなぜ制度的に規制緩和できないのかなというところは、もうちょっと具体的に何か聞かれてらっしゃいますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 総務省、地方自治法の関係になりますけれども、自治体が歳入を受け付ける場合には、原則現金という規定がございす。また、現金と類似、同等と認められるのが証券というんですか、小切手とか、そういうものが対象になっております。その理由というのは、現金と同じ得るということと、現金のように即時換金性があるものが、現在、地方自治法で考えられてるものですよというような見解のようです。それに比べまして、このポイントなどにつきましては、すぐに現金化されないということと、またその発行主体が安定的な事業者であるかどうか、その辺の判断も出てくるということになっております。ですので、現在電子マネーのようなものですね、まだその活用なども進んでないと同じような考え方で、このポイントも認めることができないという見解であつたようです。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

確かに即時換金性ということに関しては、ポイントカードというものには適合しないというような考え方はわかるんですが、時代がもうちょっと進んでこないか、こういったところではできないのかなという気もするんですね。ちまたで、数カ月前とか1年ぐらい前でしょうかね、ビットコインとかいろいろ騒がれた時期がありましたけども、ああいったように、あれが一体どこが発行主体なのかなというような、わからないようなものが既に流通しているというような社会になってきてますから、そのところも含めて社会のそういった現象とか、そういったことに、まだまだそういった制度の考え方自体が追いついていないのかなというようなところなんでしょうね。それから、ポイントカードも、いずれは即時換金性とかというようなことはあるかもしれませんが、そのやっとな時代に、何年かたつと追いついてくるのかなというような気もします。そのところでもう一度、例えば申請をするなり、あとはもうちょっといろんな自治体等も含めて、含めてというかな、いろんな自治体と一緒にそういったのを申請していくといったようなこともありかなというふうに思います。

次に、構造改革特区のそういったことも含めての当市へのメリット・デメリットですね、そういったことをどういうふうに捉えられてますでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほどからいろいろ私どもの答弁の中でも少しずつ触れさせてはいただいていますけど、市の事業を推進するに当たりまして、その中で今の規制があつてなかなか事業が進まない、あるいは事業自体が実施できないというようなことがあれば、当然この構造改革特区の活用を図って、その規制の緩和を申請して、それに結びつけたいというようなところで、それが市の事業推進の中で市民サービスの向上、あるいは東大和地域の活性化につながればというところは、非常に大きなメリットというふうに、当然制度の考えからいっても、そういうふうなところを見出すところでございます。そこが、私どもがどう考えていくかということになると思います。

デメリットというところは何かというと、なかなかその規制緩和して事業を推進するということのメリットのほうが大きいというふうに思いますが、今前段の中で話ございましたように、規制緩和をするというような制度でございますが、かなり国に相談した中で、今回、先ほど参事のほうから1件、例示を上げさせていただきましたが、その国とのやりとりはまずスタートするところから、まず説明がかなり時間を要してます。それと、そういうことですかといった中で、今度、文書のやりとりになってきます。最終的には、そういうやりとりをかなり時間をかけた中で、やはり地方自治法からいって無理ですねというのが、結論ということに今回なっております、そういったところのやりとりをいろいろ、国、内閣、総務省も含めまして、私ども東大和担当のほうでやりまして、今回経験をしたというのが一つ大きな実績ではないかなというふうに思ってます。今後、この地域の連携というようなところも先にはあるかもしれませんが、そういったことも踏まえまして、いろんなそういうふうな構造改革特区の活用まではいかないにしても、いろんな事務のやりとりをして職員としてもレベルを上げた中で、常にこの特区については頭の中に入れて事務事業を進めていきたいというところを、大きなメリットと現在は考えているというふうに思います。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

いろんな経験を積み重ねていくというようなことが、メリットだというふうにおっしゃいました。というふうに私は理解しました。そういったようなことを、とにかく積み重ねて、こんなのはどうなんだろう、こんな

のはどうなんだろうというところを、どんどんどんどん聞いていくというようなところで、実績というか、いろんな経験と、それから知見ですね、そういったものを積み重ねていくといったようなところが、非常にメリットになるのかなと。

デメリットのほうは、別に多分、そういったようなことに関してはデメリットはないなというふうに思うんですが、ただこれを、財政支援がないということが大きなデメリットかなというところはあるんですけども、でも市に関してのそういったような知見を積み重ねていくということは、大きなメリットかなというふうに思いますので、どんどんどんどん思いついたらとにかく聞いてみるというようにことを積み重ねていくということが、私は重要なことというふうに思います。

次に、オの国・都からの指導・要請はであります。

先ほど立川とか八王子とかいろいろ話を伺いましたが、その近隣市の状況についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

**○企画財政部参事（田代雄己君）** 現在、特区の認定を受けてるということで、26市の中で八王子と立川という御説明さしていただきました。その八王子、立川の少し詳しい内容でございますけれども、八王子では特区の名称としまして情報産業人材育成特区というものの認定を受けております。特区の概要につきましては、八王子市に株式会社が設置する大学を開校できるようにしまして、ITの先端技術に習熟した人材を育成し、地域産業の活性化を目指しているということでございます。こちら規制の特例措置ですけれども、学校設置会社による学校設置事業ということで、株式会社が大学を設置するという考え方になっております。

立川市につきましては、特区の名称がネット学習（eラーニング）ですね、eラーニング事業を活用したまちづくりということでございます。特区の概要としましては、学校設置会社におけるインターネット等のみを用いた大学の設置ということでございます。規制の特例措置につきましては、学校設置会社による学校の設置と、大学には一定の施設要件がございますので、それを緩和するという意味で、インターネット大学におけます校舎等の施設要件の弾力化となっております。

この2市が、内閣府の特定事業の一覧を見ますと、現在指定を受けてるということになっておりますけれども、先ほど申しました全国展開を受けたという事例の中に幾つか近隣市がありますので、そちらも少し紹介させていただければというふうに思っております。

例えば小平市も、以前、認定を受けてまして、それが全国展開されて、現在は取り下げてるという例でございます。こちらは特区の名称が小平市認知症高齢者あんしん生活特区ということです。こちらは、高齢者の安心、生活の面で、認知症高齢者グループホームにおけますショートステイの受け入れということになっております。恐らくその当時は、古い話なんだろうけど、18年の7月3日にもう既に取り下げられておりますけれども、そのときには認知症高齢者のグループホームにおきまして、ショートステイが認められてなかったんじゃないかと思えます。そういうところで特区の指定を受けて、それが全国展開につながっているという例でございます。

また、日野市や西東京市などは、NPOボランティア輸送によるセダン車の使用ということで、こちら福祉有償運送特区というんですかね、そういう形で指定を受けております。こちらはNPO法人やボランティアの方々が、多分地域の中に入りまして有料の輸送ですか、そういうのがその当時はできなかったんじゃないかと思えますけれども、それが特区で認められておきまして、もう既に制度改正があって、そういうNPOボランティアなどの有料輸送もできるようになっているということでございます。こちら平成19年ぐらいのときに

取り下げになっておりますので、その後、制度改正になってるというふうに考えております。

ですので、先ほど申し上げました1,200の自治体がございますという話を、市長のほうから御答弁さしていただきましたけれども、そちらにつきましてはこの全国展開があった特区の指定を受けた自治体も含まれておりまして、過去からの累積でそのような形、数になってるということになっております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

結構いろいろあるわけですね。ちょっとその八王子と立川のその大学の状況というか、ちょっとだけ伺わしていただきたいんですけど、八王子のその大学の名称と、それから立川eラーニング、そのネットの大学の名称ですね。それと、あと小平の全国展開で18年取り下げとおっしゃいましたが、何年からやっていて18年に取り下げたのか。それから、日野と西東京も何年からやって、これ19年でしたっけね、取り下げということになりましたが、そういったようなところをちょっと伺わしてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 現在、八王子のほうは、その名称までわかりかねるところでございますが、立川市の事例につきましては、立川市は恐らく民間の設置主体という、学校のほうから申請というか問い合わせがあったのではないかと思います、その特区の認定の資料には大学の書類などもついているところがございます。その中を見ますと、株式会社アジアネット教育研究所というところが申請書類などもつくっております。ですので、この方は新宿区に住所はありますので、立川市にそういう学校を開校したいという意向があって、そういう対応を立川のほうにお願いしたのではないかというふうに考えております。

また、小平市の例でございますけれども、小平は認定を受けたのが、その時期まではわかりかねますけれども、取り下げが先ほど申し上げました平成18年7月3日ということになっております。

済みません。小平市につきましては、ごめんなさい、認定につきましては17年11月22日でございます。取り下げが18年7月3日です。

以上でございます。済みませんです。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

私も調べてみますが、八王子や立川のほうの大学、そういったようなことでいろいろ展開してるということですが、また小平のほうも17年の11月から18年の7月に取り下げちゃったということで、半年ちょっとしかやってないというようなことでありますけれども、いろいろこういったようなことで、よければとにかくどんどん全国展開できるよというような内容のものなのかなというふうに思います。株式会社というか、その会社設置の学校というのも結構今ふえてきてるんじゃないのかなというふうなところもありますので、こういったところが規制緩和として全国展開を促してるのかなと、いい事例というか、いい意味でのそういったような規制緩和を促すための方策なのかなというふうな感じだと思います。

そうだな、こういったような隣の立川の話ですから、いろいろとお話をされてるかもしれないんですけども、そういったような他自治体との情報交換に関してはどうされてるでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） この構造改革特区につきましても、企画課長の会議がございますけれども、改めてテーマとしては取り上げられておりません。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） わかりました。

なかなか取り上げづらいわけではないと思うんですが、ほかのお話をしなきゃいけない内容がたくさんあつ

て、ここまで至らないのかなという気もしますが、ぜひそういったような好事例があるところであれば、ぜひ取り上げていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの総合特区でも伺いましたが、国や都の計画との整合性ですね、それは今どういうふうになっていますでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 国や都の計画でございますけれども、こちらも現時点で事例がございませんので、何とも申し上げるところはないんですが、ただやはり制度として市民サービスを提供するに当たりまして、やはり何らかの構造改革特区の認定を受ける場合には、どういう行政サービスが展開できるかというのを十分把握する必要があると思っております。その際には、やっぱり国や東京都の計画にもやった形、あるいは準じた形で、その行政サービスの展開なども求められると思いますので、その辺も判断しながら、視野に入れながら構造改革特区の申請というか相談に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） ありがとうございます。

なかなか国のほうも、こちらが申請しても却下してしまうというような状況で、指導とか要請とかというようにところも、なかなか難しいのかなというふうに思うんですけども、東京都のほうはもうちょっと開明的なのかというふうな気もしますので、できればやっぱり首都東京がもっともって元気になるないと、日本国がどんどん没落してってしまうというような考え方もありますので、できれば東京都と一緒にいろんなことを考えて、いろいろと協力をできるところはしっかりと協力していけば、それなりに規制緩和や構造改革というようにところで寄与できるかなと。それが全国展開をしていければ、なおのこといいのかなというふうな気もいたしますので、ぜひ国とか、国というよりは東京都ですね、東京都としっかり話をさせていただきたいと。

それから、先ほども申し上げましたけども、立川とか八王子とか比較的大きな自治体ですよ。そういったところがいろいろとこういったような特区に関しては、スケールメリットなのかもしれませんが、非常にメリットが大きいのかなというようにところで、特区としても通りやすいのかなという気もするんですね。それでも、小平とか日野とか、それから西東京に関しては当市の倍ぐらいの規模ですかね。ですから、もうちょっと小さい規模だろうと思っておりますので、やはり国のほうとしても非常にいいものであれば取り上げていただけるのかなというふうなところもあります。やりやすさとか、やりにくさとかというところで、大分、この特区の取り上げていただけるというところの難易度が変わってくるのかなというふうな感想も持つんですね。国のほうで規制緩和がしやすいものから取り上げて、それを全国展開していこうというふうな、どうも考えに思えるんですね。ですから、そういったところで、ぜひ国からの情報も、とにかくどんどん取り入れていただくとということと、近隣市との情報交換、それから東京都とのいろんな話の中でどういったことが、うちの市に対してメリットがあるのかなというところを、ぜひいろいろ考えながら話をさせていただければというふうに思っています。

次に、カですね。課題と今後の展開はでありますけれども、いろいろと述べてまいりましたが、財政的な課題を克服するため、そしてまた地域活性化を進めるための有効な方策の一つとして、常に念頭に置くべきだなというふうに思っています。特にやはり生産年齢人口、15歳から64歳までの生産年齢人口がどんどんどんどん減少してきているということは間違いないところでありまして、やっぱり日本一子育てしやすいまちということを目指している市ですから、ぜひそういったところで打って出るというようなこと、守りに徹しているというような、それは言葉としては非常にいいのかもしれませんが、やはりこれから生産年齢人口がどんどん減っ

てくる。そうすると、今までの人口の対応とは全く違ってくるわけですね。人口は変わらなかったとしても、その人口の組み合わせが全く変わってくるというような状況ですから、そうしたときに人口は一緒だからいいじゃないかというのはもう通用しないような状況になってくるはずなんです。ですから、こういったような方策をどんどんどんどん使っていて、これからの人口減少社会、少子高齢化社会を乗り切っていていただきたいというふうに思うんですけども、その点で市のお考えというのはいかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほど総合特区制度のほうにつきましては、今受け付けてないというところでございます。ただ、仮に今後そういう受け付けの復活があった場合には、当然それをも区域内で事業の推進に必要な場合は考えていくというふうな形になると思います。

構造改革特区でございますが、やはり規制の緩和によりまして市の事業が進められる、あるいは新たなものを事業展開できるというふうなことであれば、当然のごとく積極的に考えていくべきだというふうには思っております。そのことによりまして、市民サービスの向上であったり、あるいは市の事務事業も当然効率化が図れるのであれば、それを考えていかなきゃいけないということで、今地方創生、あるいはまち・ひと・しごと、いろいろな戦略を立てたり、いろんな計画を立てて事業を進めるというふうな形になっておりますが、基本的には市の基礎的な事務をきちんとした中で、次の将来に向けてのいろいろな状況を踏まえた中で、新たな事業の取り入れ、あるいは今言いました特区制度の活用等も常に意識をして、事務事業を進めていくというのが必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（大后治雄君） 大変そういった事務方の皆さんの意識が高いというふうな感想を持ちますが、最後に市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 総合特区とか構造改革特区ということで、いろいろとお話を聞かしていただいて。私自身の考え方は、総合特区につきましては、国家戦略とかちょっとでかいかなというんで、私どもとしてはちょっと敷居が高過ぎるかなという感じはします。ただ、構造改革特区につきましては、先ほど来お話を聞いたとおり、私どもも当然それにかかわって、大いにかかわっていけるだろうというふうには考えています。ただ、問題はそういう特区を活用するかという、その認識を持っているということと、もう一つは事業を進めるとか新しい企画を立てるという場合について、あるいは既に既存の事業があるものについて、そのまま今の制度の中で動いていますけども、それがこういうふうにするともっと市民サービスが充実するとか、そういう疑問というか、気づきというか、そういうふうなものを絶えず持っていないと、構造改革特区があったとしても何の使い道がない、ただあるというだけで意味のないものになってしまうかなというふうに思っております。そういった意味では、先ほど言いましたポイント、ポイントカードの現金化だとか、あんなふうなことが出てくるようになれば、もっともっといろんなところで出てくるようになれば、すばらしいかなというふうには思っています。チャンスがあれば、積極的にこの特区については活用はしていきたいというふうに思っています。

○6番（大后治雄君） アイデア勝負だろうというふうに思うんですね。事務方の皆さんも、市長を初め理事者の皆さんも意識は常に高く持っていていただいて、しっかりと対応していただければというふうに思っています。先ほど申し上げましたけども、とにかく財政的な問題、課題とかを克服する、そしてまた地域活性化を進めるための有効な方策の一つとして、とにかく常に頭に入れとくというようなことは必要かなと思っております。また、壇上でも述べましたけれども、特区にはこのほかに復興特区とかスーパー特区、そして国家戦略

特区などがあります。今回は総合特区と構造改革特区を取り上げましたけれども、次回以降、機会があればそのほかの特区を取り上げてまいりたいというふうに考えています。

市長を初め理事者の皆さん、そして職員の皆さんにおかれましては、財政的なこういった課題、克服、そして地域活性化を進めるために、こうした特区制度の活用も視野に入れつつ、難局打開に向けたさらなる努力をお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす8日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を延会といたします。

午後 4時34分 延会